

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年12月 9 日
【計算期間】	第 7 期（自 平成22年 3 月11日 至 平成22年 9 月10日）
【ファンド名】	ＪＦアセアン成長株オープン
【発行者名】	ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 サイモン・エフ・ウォールス
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号 東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	内藤 敏信
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号 東京ビルディング
【電話番号】	0 3 - 6 7 3 6 - 2 0 0 0
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

（イ）ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として、当ファンドと実質的に同一の運用の基本方針^{*}を有するＪＦアセアン成長株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象として運用を行います。（後記「２ 投資方針（１）投資方針」をご参照ください。）

^{*} 実質的に同一の運用の基本方針とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合にかかる制限または取得できる範囲にかかる制限その他の運用上の制限が実質的に同一（マザーファンドにおける収益分配方針およびマザーファンドへの投資にかかるものを除きます。）のものをいいます。

（ロ）信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,200億円を限度として信託金を追加することができます。

（ハ）基本的性格

社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類^{*1} - 追加型投信 / 海外 / 株式

属性区分^{*2} - 投資対象資産：その他資産（投資信託証券（株式 一般））^{*3}

^{*3} マザーファンドへの投資を通じて、株式に実質的な投資を行いますので、投資対象資産は、その他資産（投資信託証券（株式 一般））と記載しています。

決算頻度：年２回

投資対象地域：アジア

投資形態：ファミリーファンド

為替ヘッジ：なし

^{*1} 商品分類の定義（社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの。

* 2 属性区分の定義（社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式 一般））： 親投資信託への投資を通じて主として株式に投資するもののうち、大型株属性*、 中小型株属性*のいずれにもあてはまらない全てのもの。
決算頻度	年２回： 目論見書または信託約款において、年２回決算する旨の記載があるもの。
投資対象地域	アジア： 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア 地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
投資形態	ファミリーファンド： 目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにの み投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの。
為替ヘッジ	なし： 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの または為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。

* 「大型株属性」……目論見書または信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの。

「中小型株属性」……目論見書または信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの。

（注）上記の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社が作成したものが含まれます。

（参考）社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券 不動産投信
追加型	内 外	その他資産 （ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル		
	年 2 回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 4 回	北米	ファミリーファンド	あり ()
	年 6 回 (隔月)	欧州		
	年 1 2 回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

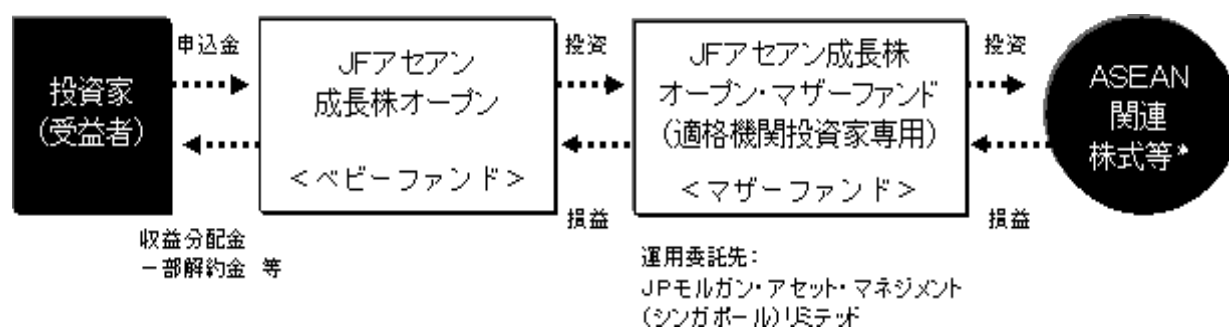
当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

H P アドレス : <http://www.toushin.or.jp/>

(二) ファンドの特色

当ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。

* ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドがその資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。



* 「ASEAN関連株式等」の定義につきましては、後記 をご参照ください。

マザーファンドは、以下の株式^{*} およびそれと同等の投資成果を得られる有価証券（以下総称して「ASEAN関連株式等」といいます。）を主要投資対象とします。

- 東南アジア諸国連合（以下「ASEAN（アセアン）」といいます。）加盟国のいずれかで上場または取引されている株式
- マザーファンドの運用の委託先が、ASEAN加盟国から売上もしくは利益の大半を得ている、またはASEAN加盟国に資産の大半を保有していると判断する企業の発行する株式

^{*} 上記の株式にかかる「ASEAN加盟国」を以下便宜上、「投資対象国」といいます。

「ASEAN加盟国」とは、シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ブルネイ、ミャンマーをいいます。

（2010年4月末現在）

マザーファンドは、ASEAN加盟国のうち、シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイおよびベトナムの6カ国を投資対象とします。ただし、投資環境や投資判断により、6カ国すべてを投資対象とするとは限りません。

また、上記6カ国以外のASEAN加盟国は、今後のASEAN加盟国の証券市場や投資環境等の発展に応じて、随時投資対象としていきます。

上記における「それと同等の投資成果を得られる有価証券」は、以下の有価証券とします。

- 上記の株式にかかる預託証券
ある国の企業の株式を海外でも流通させるために、その株式を現地の銀行等に預託し、預託を受けた現地の銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は、株式と同様に有価証券が取引される市場等で取引されます。
- カバード・ワラント
オプション（ある原資産について、あらかじめ決められた将来の一定の日又は期間において、一定のレートまたは価格で取引する権利）を証券化したものをいい、オプションを表示する証券または証書のうち、上記の株式（複数の銘柄の場合を含みます。）または上記の株式で構成される株価指数の価格に連動する投資成果を得ることを目的とするものをいいます。ただし、当該投資成果の連動幅を増大させる仕組みを持たないものとします。
- 株価連動社債
社債（外国法人の発行するものを含みます。）のうち、上記の株式（複数の銘柄の場合を含みます。）または上記の株式で構成される株価指数の価格に連動する投資成果を得ることを目的とするものをいいます。ただし、当該投資成果の連動幅を増大させる仕組みを持たないものとします。
- 主として上記の株式に投資を行う投資信託証券または外国投資信託の受益証券、投資証券および外国投資証券

マザーファンドの運用の指図に関する権限をJ P モルガン・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド^{*}に委託します。

^{*} J P モルガン・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドおよび委託会社は、「J P モルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。「J P モルガン・アセット・マネジメント」グループとは、J P モルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下にあり、直接または間接的に資本関係のある運用会社を総称するものです。

当ファンドのベンチマークは、MSCI 東南アジア指数*（税引後配当込み、円ベース）とします。
ベンチマークとはファンドの運用成果を計る指標です。

当ファンドは、ベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。当ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合も下回る場合があります。また、ASEAN加盟国の株式市場の構造変化等によっては、当ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

* MSCI 東南アジア指数とは、MSCI Inc. が発表している指標です。同指数は、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイおよびフィリピンのMSCI 指数で構成されています（2010年4月末現在）。MSCI Inc. は、世界の投資家に世界中のインデックス・ベンチマークに関する商品・サービスの提供を行っています。

原則として、為替ヘッジは行いません。

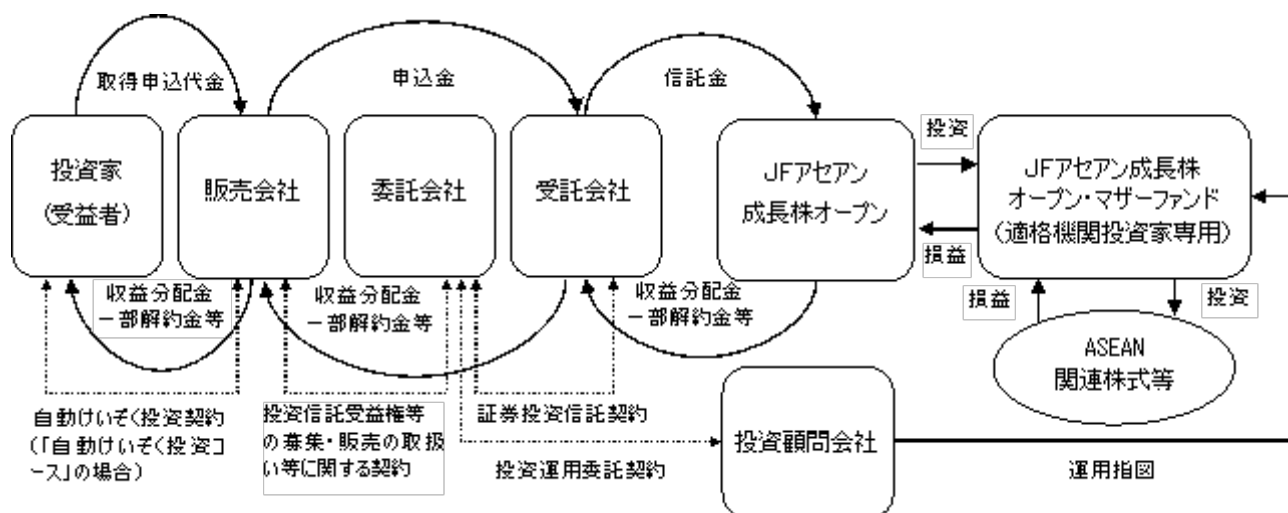
ただし、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、委託会社の判断により当ファンドにおいて為替ヘッジを行う場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

平成19年3月27日 当ファンドおよびマザーファンドの信託契約締結、設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

（イ）仕組み図



（ロ）当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）

当ファンドおよびマザーファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

中央三井アセット信託銀行株式会社（受託会社）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との契約により、当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

J P モルガン・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド（投資顧問会社）

委託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払等を行います。

(八) 委託会社の概況

資本金 2,218百万円（有価証券報告書提出日現在）

会社の沿革

昭和46年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設

昭和60年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成２年 ジャーディン・フレミング投信株式会社設立

平成７年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社となる。

平成13年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更

平成18年 ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成20年 ＪＰモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

大株主の状況（有価証券報告書提出日現在）

名 称	住 所	所有株式数(株)	比率(%)
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク	米国デラウェア州	56,265	100

2【投資方針】

（１）【投資方針】

（イ）運用方針

当ファンドは、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

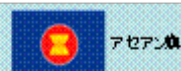
マザーファンドは、ASEAN関連株式等の中から、収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

以下は、マザーファンドの投資対象国となるASEAN加盟国の概要および経済環境等について述べたものです。

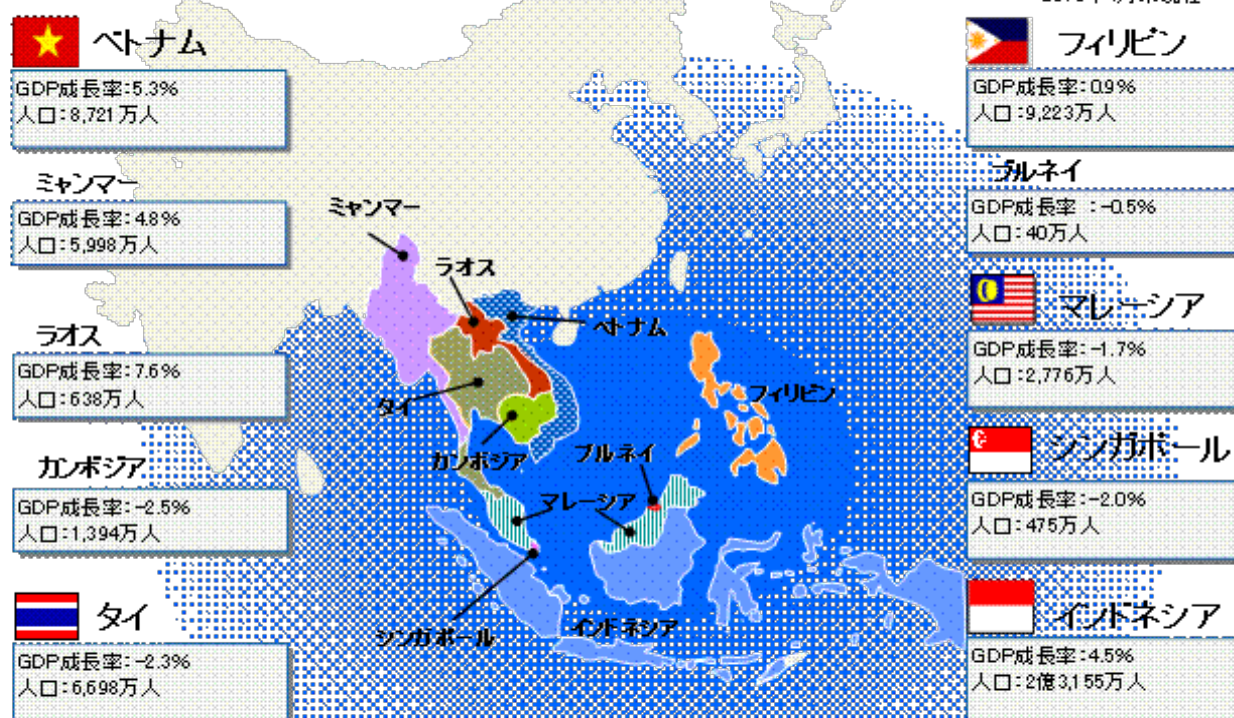
（注）以下の記載については、当ファンドの将来の運用成果等をお約束するものではありません。

ASEAN加盟国の概要

ASEAN とは - Association of South East Asian Nations(東南アジア諸国連合)の略称。
経済成長、社会・文化的発展の促進などを目指して東南アジアの10ヶ国で形成。



*2010年4月末現在



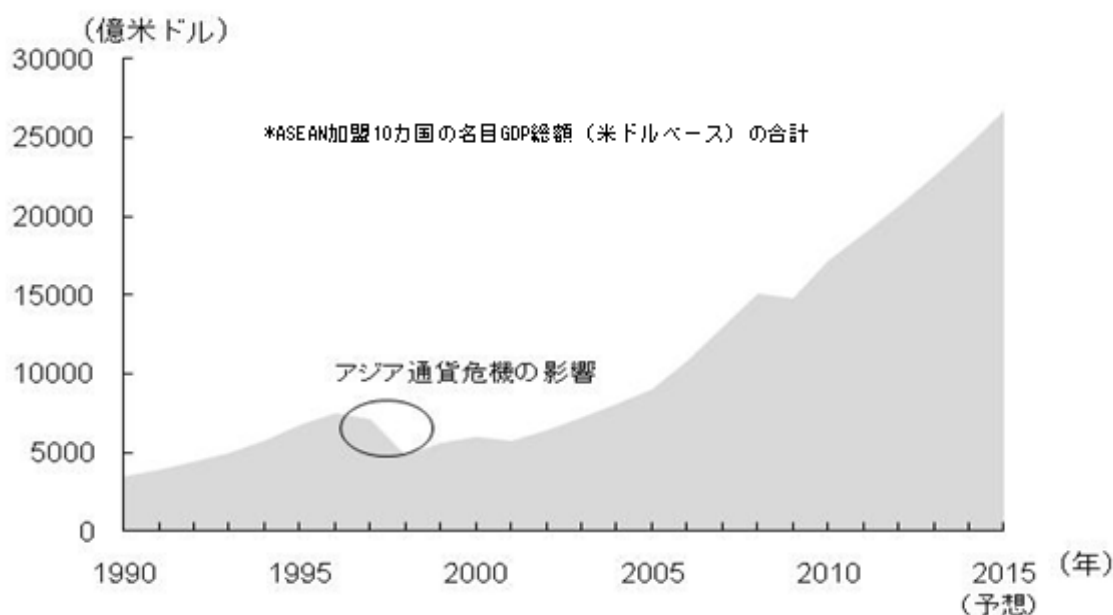
人口データ:2009年現在 マレーシア以外は予測値

GDPデータ:2009年実質GDP成長率(対前年比) ミャンマー、カンボジア、およびブルネイは予測値
出所:IMF

ASEAN加盟国の経済成長

過去の経済規模の推移より、97年～98年におきたアジア通貨危機の影響を乗り越え、ASEAN加盟国の経済は成長軌道に乗ってきていると思われます。

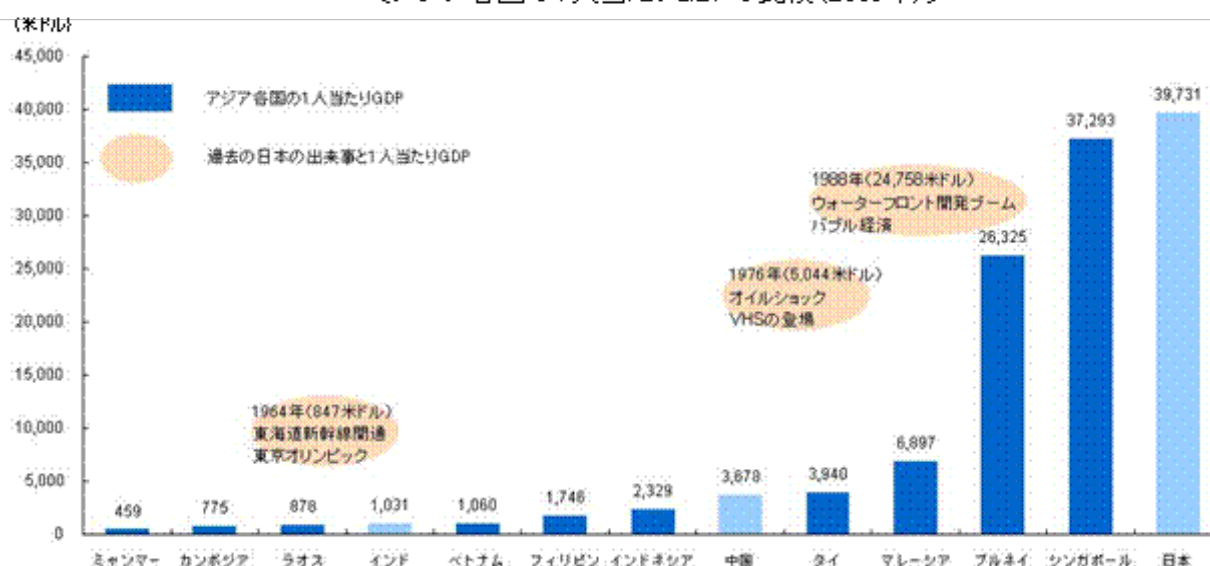
〔ASEAN加盟国の経済規模*の推移〕



アジアにおけるASEAN加盟国の経済水準

ASEAN加盟国の中には、先進国並みの経済水準を誇るシンガポールから、未だ経済の発展段階が低いものの、今後の成長がより大きく期待されるインドネシア、ベトナムなど、様々な国が存在します。

〔アジア各国の1人当たりGDPの比較（2009年）〕



アジア各国の1人当たりGDPデータはマレーシア以外は予測値
日本の1人当たりGDPは、各年末の為替相場により米ドル換算。
出所：内閣府、ブルームバーグ、IMF

ASEAN加盟国経済の特徴

JPモルガン・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドは、ASEAN加盟国には、他の新興国市場などと比べて、以下のような特徴的な投資機会が存在すると考えます。

活発な不動産・ インフラ開発



シンガポールでは、金融センター、ホテル、カジノ・リゾート建設などのマリーナベイ新都心開発が進行中です。一方、インドネシアなどにおいては、今後不足するインフラ（電力施設、道路など）の開発が大きく進められる予定です。

豊富な天然資源・ 農作物



インドネシアやマレーシアを中心に、特徴ある天然資源や農作物に恵まれています。ゴム、銅、すず、天然ガス、パーム油、米、コーヒーなどは世界有数の産出量を誇ります。

中国・インド との経済関係



ASEAN加盟国は、地理的に中国とインドの中間にあることもあり、FTA（自由貿易協定）などを活用し、両国との経済交流を活発化させています。

アジアの新興国



ASEAN加盟国の中には、インドネシア、フィリピン、ベトナムなど、現在の経済水準は低いものの、人口が多く、将来的な高度経済成長が期待される国が複数存在します。

（注）上記はJ P モルガン・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドが信頼性が高いとみなす情報等に基づいて作成しておりますが、その正確さを保証するものではなく、当ファンドの将来の運用成果等をお約束するものではありません。

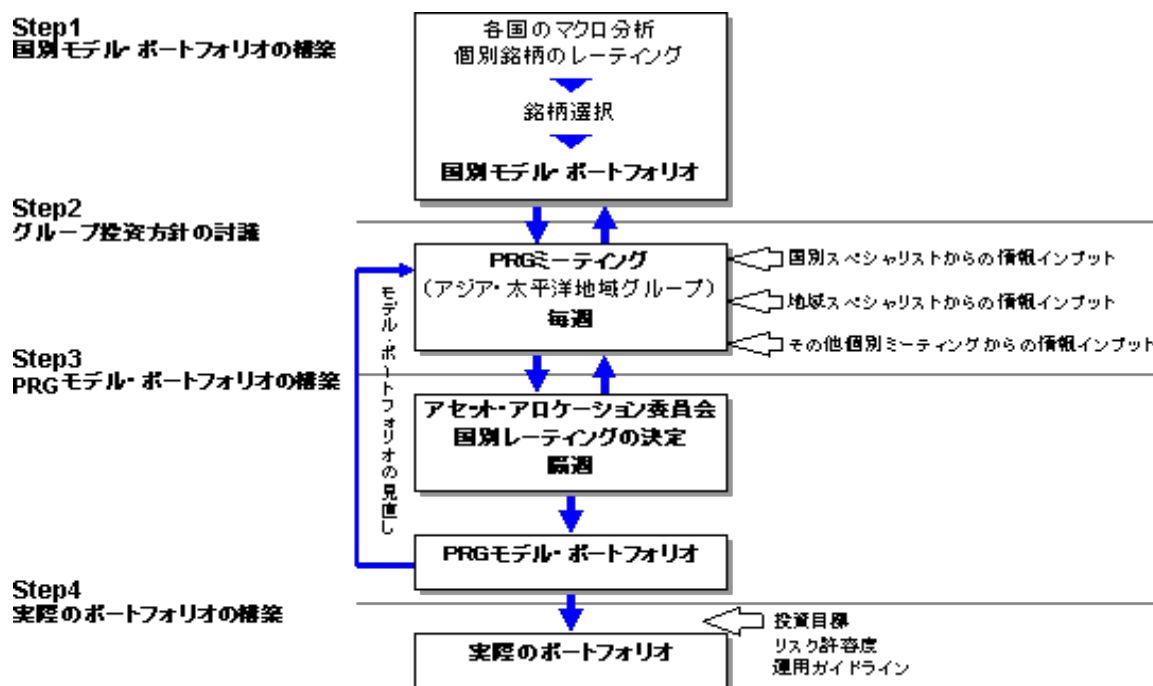
（ロ）投資態度

銘柄選択のプロセス

マザーファンドにおける銘柄選択のプロセスは次のとおりです。

なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合もあります。

マザーファンドに係る運用の指図に関する権限の委託を受けたＪＰモルガン・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドに所属するポートフォリオ・マネジャーは、以下のアジア・太平洋地域グループ（以下「PRG」という場合があります。）が定める銘柄選択のプロセスにしたがい、運用を行います。



* PRGは、「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループ各社のアジア・太平洋地域の株式運用戦略に基づく運用を行うポートフォリオ・マネジャーで構成されます。PRGのポートフォリオ・マネジャーは、同グループの各地域のポートフォリオ・マネジャーと意見交換し、各銘柄の調査・分析を行っております。

Step 1：国別モデル・ポートフォリオの構築

PRGに属する国別スペシャリストが、それぞれの担当国に特化して現地に密着した企業調査を行い、次の２つの視点から各企業の分析を行います。

- ビジネスの構造的な質（長期的な視点）：業種としての魅力、業種内での競争力、資本構成、経営者の質、配当政策など
- 期待される相対的な株価収益（短中期的な視点）：株価バリュエーションの絶対的・相対的な割高・割安感、株価バリュエーション再評価の可能性、業種全体の動向、流動性、情報の量と質など

上記の分析に基づくアウトプットとして、国別スペシャリストは、株価収益が各国市場全体の平均を上回ると判断する度合いに応じ、各企業を１～５の銘柄レーティング（１＝もっとも市場を上回る株価収益が期待できる銘柄、５＝もっとも市場を下回ると思われる銘柄）に格付けします。１または２と格付けされた銘柄を中心に、国別スペシャリストにより、国別モデル・ポートフォリオが構築されます。

Step 2 : グループ投資方針の討議

週次で開催される P R G ミーティングにおいて、国別スペシャリストやアジア地域株式の運用を担当する地域スペシャリスト、および業種別ミーティングやグローバル株式ミーティング、為替・債券ミーティングなど個別ミーティングからのインプットに基づき、P R G の投資方針の鍵となる以下の点について討議を行います。

- 各国別モデル・ポートフォリオに関する議論
- Step 3 でアセット・アロケーション委員会により決定される国別レーティングの土台となる議論

また、前回の P R G ミーティングの討議内容、および前回のアセット・アロケーション委員会で決定された国別レーティングについての検討・議論も行います。

Step 3 : P R G モデル・ポートフォリオの構築

P R G ミーティングでの討議に基づき、隔週で開催されるアセット・アロケーション委員会において、各国市場に対する国別レーティングを決定します。各国市場の株価収益率がアジア市場全体の平均を上回ると判断する度合いに応じ、1～5の国別レーティング（1＝もっともアジア市場を上回る株価収益が期待できる国、5＝もっともアジア市場を下回ると思われる国）に格付けします。この国別レーティングに基づく国別配分の判断と、各国のモデル・ポートフォリオを組み合わせ、業種分散や流動性などにも配慮しながら、P R G のモデル・ポートフォリオが構築されます。

Step 4 : 実際のポートフォリオの構築

マザーファンドの運用担当者は、P R G のモデル・ポートフォリオをベースに、マザーファンドの投資目的やリスク許容度、運用ガイドラインなどを考慮し、実際のポートフォリオの組入銘柄およびその比率を決定します。なお、上記の運用プロセスを経ることにより、組入銘柄は銘柄レーティングが1または2の銘柄が中心となりますが、市場環境や売買のタイミング、流動性等の理由により、レーティング上位銘柄の非保有や、レーティング下位銘柄の保有が生じる場合があります。

（２）【投資対象】

（イ）当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（「J F アセアン成長株オープン信託約款（以下「信託約款」といいます。））

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、次に掲げるものに限りません。）にかかる権利

(1) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法施行前の旧証券取引法（以下「旧証取法」といいます。）第2条第21項に定める有価証券指数等先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

(2) 有価証券オプション取引（旧証取法第2条第22項に定める有価証券オプション取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

(3) 外国市場証券先物取引（旧証取法第2条第23項に定める外国市場証券先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

(4) 有価証券店頭指数等先渡取引（旧証取法第2条第25項に定める有価証券店頭指数等先渡取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

(5) 有価証券店頭オプション取引（旧証取法第2条第26項に定める有価証券店頭オプション取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

(6) 有価証券店頭指数等スワップ取引（旧証取法第2条第27項に定める有価証券店頭指数等スワップ取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

- (7)金融先物取引（金融商品取引法施行前の旧金融先物取引法第２条第１項に定める金融先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (8)金融デリバティブ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条第14号に定める金融デリバティブ取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (9)外国金融商品市場（金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定するものをいいます。以下同じ。）において行われる有価証券先物取引（旧証取法第２条第20項に定める有価証券先物取引をいいます。以下同じ。）と類似の取引にかかる権利

２．為替手形

(ロ) 委託会社は、信託金を、(イ)の資産のうち、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下(ロ)において同じ。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。以下同じ。）
- ６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- ８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- ９．特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１から11までの証券または証書の性質を有するもの
- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、法令により当該受益証券とみなされる受益権を含みます。以下同じ。）
- 14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。以下同じ。）
- 17．預託証券（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
- 20．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 21．外国の者に対する権利で20の有価証券の性質を有するもの

なお、１の証券または証書ならびに12および17の証券または証書のうち１の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２から６までの証券ならびに12および17の証券または証書のうち２から６までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」と

いいいます。

（ハ）委託会社は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形
- ５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
- ６．外国の者に対する権利で５の権利の性質を有するもの

（ニ）前記（ロ）の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を主として前記（ハ）に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

（参考）マザーファンドの投資対象

（イ）マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（ＪＦアセアン成長株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）信託約款（以下「マザーファンド信託約款」といいいます。））

１．次に掲げる特定資産

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、次に掲げるものに限りません。）にかかる権利

- (1)有価証券指数等先物取引にかかる権利
- (2)有価証券オプション取引にかかる権利
- (3)外国市場証券先物取引にかかる権利
- (4)有価証券店頭指数等先渡取引にかかる権利
- (5)有価証券店頭オプション取引にかかる権利
- (6)有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利
- (7)金融先物取引にかかる権利
- (8)金融デリバティブ取引にかかる権利
- (9)外国金融商品市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利

２．為替手形

（ロ）委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、前記（イ）の資産のうち主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下（ロ）において同じ。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券
- ６．特定目的会社にかかる特定社債券
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
- ８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券
- ９．特定目的会社にかかる優先出資証券
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１から11までの証券または証書の性質を有するも

の

- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券
- 14．投資証券または外国投資証券
- 15．外国貸付債権信託受益証券
- 16．オプションを表示する証券または証書
- 17．預託証券
- 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19．指定金銭信託の受益証券
- 20．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 21．外国の者に対する権利で20の有価証券の性質を有するもの

なお、１の証券または証書ならびに12および17の証券または証書のうち１の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２から６までの証券ならびに12および17の証券または証書のうち２から６までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

（ハ）委託会社は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形
- ５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
- ６．外国の者に対する権利で５の権利の性質を有するもの

（ニ）前記（ロ）の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記（ハ）に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

以下の運用体制は、当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの受益証券にかかるものです。

マザーファンドの運用は、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドに所属する同マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーを含む総勢66名（2010年９月末現在）のＰＲＧのメンバーが携わっています。

ＰＲＧでは、それぞれの担当国に特化して現地に密着した調査・運用を行うポートフォリオ・マネジャー＝国別スペシャリストと、アジア地域全体をカバーして調査・運用を行うポートフォリオ・マネジャー＝地域スペシャリストが、それぞれの役割を補完し合っています。

国別スペシャリストと地域スペシャリストとの間で行われるＰＲＧミーティングで、アジアの投資方針が討議されます。

ＰＲＧでは年間で延べ約5,600件の企業に対する取材^{*}を行っています。（2009年実績）

^{*} 取材とは、企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業の情報を得ることをいいます。

国別モデル・ポートフォリオ^{*}に含まれる企業には、原則として半年に１回以上の企業に対する取材を行っています。

^{*} 国別モデル・ポートフォリオとは、国別スペシャリストが構築するその国の銘柄だけで構成されたモデル・ポートフォリオです。

企業に対する取材によって得られた情報は「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループ内のデータベース・システムに記録され、ＰＲＧを含む類似の運用プロセスによる運用を行う同グループ内のポートフォリオ・マネジャーによるアクセスを常に可能とすることにより、最新の情報の共有化を図っています。

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドは、マザーファンドにおける株式の売買執行の業務を「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループのＪＦアセット・マネジメント・リミテッド（香港法人）に委託しております。またマザーファンドの資金の管理およびそれに伴う為替取引についてもＪＦアセット・マネジメント・リミテッド（香港法人）へ委託しております。

（注）上記マザーファンドの運用体制・組織名称等は、2010年９月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

アジア地域における豊富な運用経験とすぐれた実績

P R G は、アジア地域において、30年以上の実績があります。

P R G のアジア株式運用の、豊富な運用経験、すぐれた実績
（ご参考）

■主な受賞ファンド

『JF ASEAN』 最優秀ファンド 受賞

（リッパー・ファンド・アワード香港2007 アジア・パシフィック（除く日本）株式の部 評価期間5年以上）

『JF Singapore』 最優秀ファンド 受賞

（リッパー・ファンド・アワード香港2010 シンガポール株式の部 評価期間5年以上）

『JF Korea』 最優秀ファンド 受賞

（リッパー・ファンド・アワード香港2010 韓国株式の部 評価期間3年以上、5年以上、10年以上）

『JF Thailand』 最優秀ファンド 受賞

（リッパー・ファンド・アワード香港2010 タイ株式の部 評価期間3年以上、5年以上）

（注）上記評価は過去における評価機関による実績であり、また当ファンドについてのものではなく、当ファンドの将来の運用成果等をお約束するものではありません。
上記ファンドは外国投資信託等であり、日本国内では販売されておりません。

リッパー・ファンド・アワードに関する情報は、投資信託の売買を推奨するものではありません。リッパー・ファンド・アワードは、過去のファンドのパフォーマンスを分析したものであり、過去のパフォーマンスは将来の結果を保証するものではないことにご留意ください。評価結果は、リッパーが信頼できると判断した出所からのデータおよび情報に基づいていますが、その正確性、完全性等について保証するものではありません。

©Thomson Reuters 2010. All rights reserved.

・委託会社による、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先および受託会社に対する管理体制

委託会社は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先の管理については、社内規程を定め、その規程にしたがい、運用商品管理部門が運用体制の状況や運用の基本方針に沿った運用業務の遂行の確認等を行うことにより管理しております。

また、受託会社の管理については、委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しております。また、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しております。

（４）【分配方針】

計算期間終了後に、以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲

計算期間終了日における、信託約款第40条第1項各号に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金の合計額とします。

分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

< 参考 >

収益分配金の支払いについて

収益分配金は、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として計算期間終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

（イ）信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

株式への投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）への投資割合には、制限を設けません。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

投資する株式等の範囲

- A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社はこれに投資することの指図ができるものとします。

投資信託証券への投資制限

- A 委託会社は、信託財産に属する全ての投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- B 前記Aにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に対する全ての投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信用取引の指図範囲

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- B 前記Aの信用取引の指図は、次の1から6までに掲げる株券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1から6までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- 1．信託財産に属する株券または新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2．株式分割により取得する株券
 - 3．有償増資により取得する株券
 - 4．売り出しにより取得する株券

5．信託財産に属する転換社債の転換請求または転換社債型新株予約権付社債の新株予約権により取得可能な株券。「転換社債型新株予約権付社債」とは、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、または会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。（以下同じ。）

6．信託財産に属する新株引受権証券もしくは新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券もしくは新株予約権付社債券の新株予約権（5に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

C 委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引、ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の1および2の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

1．先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第16条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額の範囲内とします。

B 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の1および2の範囲で行うことの指図をすることができます。

1．先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。

2．先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

C 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の1および2の範囲で行うことの指図をすることができます。

1．先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに信託約款第16条第2項各号に掲げる投資対象で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第16条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額（以下2において「余資投資対象運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の実質外

貨建資産組入可能額（信託財産の純資産総額から、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とに規定するみなし保有外貨建資産の時価総額の合計額を差し引いた額をいいます。以下において同じ。）に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が余資投資対象運用額等より少ない場合には、実質外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、またはその効率的な運用に資するため、スワップ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第5号に規定するものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。
- B スワップ取引の指図にあたっては、スワップ取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内に全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- C スワップ取引の指図にあたっては、信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下Cにおいて同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、その純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- D 前記Cにおいて、「マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額」とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に対する信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- E スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- F 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の1および2の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - 1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- B 前記A 1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とみなし保有外貨建資産（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産およびみなし保有外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

再投資の指図

委託会社は、前記 の規定による一部解約金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金、株式の

清算分配金、有価証券等の利金、株式の配当金その他の収入金を再投資することの指図ができます。

資金の借入れ

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- B 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する信託約款第16条第2項各号に掲げる投資対象の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、当該投資対象の解約代金および当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- C 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とする借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- D 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

受託会社による資金の立替え

- A 信託財産に属する有価証券について、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利金、株式配当金その他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（参考）マザーファンドの投資制限

マザーファンド信託約款は、委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）によるマザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

株式への投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

投資する株式等の範囲

- A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社はこれに投資することの指図ができるものとします。

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引の指図範囲

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をす

ることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

B 前記Aの信用取引の指図は、次の1から6までに掲げる株券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1から6までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券または新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求または転換社債型新株予約権付社債の新株予約権により取得可能な株券。
6. 信託財産に属する新株引受権証券もしくは新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券もしくは新株予約権付社債券の新株予約権（5に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

C 委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引、ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の1および2の範囲内で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびにマザーファンド信託約款第17条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額の範囲内とします。

B 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の1および2の範囲内で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

C 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の1および2の範囲内で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびにマザーファンド信託約款第17条第2項各号に掲げる投資対象で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびにマザーファンド信託約款第17条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額（以下2において「余

資投資対象運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建て資産組入可能額（信託財産の純資産総額から、信託財産に属する外貨建て資産の時価総額を差し引いた額。以下において同じ。）に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建て公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建て貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が余資投資対象運用額等の額より少ない場合には、外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建て有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、またはその効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- B スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンド信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- C スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- D スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- E 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の1および2の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - 1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- B 前記A 1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建て資産について、当該外貨建て資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

再投資の指図

委託会社は、前記の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

受託会社による資金の立替え

- A 信託財産に属する有価証券について、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金その他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(ロ) 投資信託及び投資法人に関する法律および金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。(マザーファンドにも同様の投資制限があります。)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を当ファンドの信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

当ファンドは、実質的に同一の運用の基本方針を有するマザーファンドの受益証券を主要投資対象として運用を行うため、以下に説明するような、マザーファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスクおよび留意点に関する説明は特に記載のない限り、マザーファンドについてのものですが、当該リスクおよび留意点は結果的に当ファンドに影響を及ぼすものです。なお、以下の説明は、全てのリスクについて記載したものではなく、それ以外のリスクも存在することがあります。

マザーファンドは、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の財務状況の悪化や倒産等の影響により、その信託財産の価値が下落し、その結果当ファンドが損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。

株価変動リスク

株式の価格動向は、国内外の政治・経済情勢や発行会社の業績・財務状況の変化による影響を受けます。（発行会社の財務状況の悪化、倒産等により価格がゼロになることもあります。）

また、株式の価格は、株式市場における需給や流動性の影響を受けます。マザーファンドは、株価の上昇を捉えることを目標とした、積極的な運用を行うため、株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は高位に保ちます。そのため、マザーファンドの信託財産の価値は、株式の価格変動の結果、大幅に変動または下落する可能性があります。

銘柄選定方法に関するリスク

銘柄の選定はボトムアップ・アプローチにより行いますので、ポートフォリオの構成銘柄は、ベンチマークとは異なるものになります。そのため、マザーファンドの信託財産の価値の変動がASEANの株式市場全体の動きやベンチマークの動きと異なり、大きく上下する可能性があります。これにより、投資元本を割り込むことも考えられます。

カントリー・リスク

マザーファンドの投資対象国には、以下のようなリスクがあります。

- (a) マザーファンドの投資対象株式の発行体が所在する諸国は、金融市場や政情が不安定で、かつ先進国と比べ脆弱な面があり、金融市場や政情に起因する諸問題が株式や通貨に及ぼす影響は、先進国より大きいことがあります。また、それらの諸国における株式・通貨市場は、規模が小さく流動性が低い場合があります。その結果それらの市場において取引される株式・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。さらに、それらの諸国においては、政府当局が様々な規制を一方的に導入することがあり、また有価証券が取引される市場、証券決済の仕組み、会計基準、財務状況の開示、法規制等に関する制度が先進国市場と異なる場合があることから、運用上予期しない制約を受けることがあります。特に、証券決済の仕組みがDVP取引（証券売買において売買代金と証券を同時に引換えで決済する取引）ではない場合があります。その場合には、証券または売買代金をブローカーに取引約定前に引渡さなければならないこともあります。その結果、当該ブローカーに対する信用リスクが発生し、当該ブローカーが証券決済の完了前に倒産等の状況に陥った場合は、先に引渡した証券または売買代金の全額を失う可能性があります。以上のような要因は、マザーファンドの信託財産の価値を大幅に変動または下落させる可能性があります。

- (b) マザーファンドの投資対象株式が上場または取引されている諸国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、マザーファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。
- (c) マザーファンドで保有する株式にかかる選択権付権利および議決権については、当該株式が取引されている市場の規制や法律等の制限により、自由に行使できない場合があります。

為替変動リスク

為替相場の変動による価格変動リスクをいいます。マザーファンドは、主として外貨建資産に投資しますが、マザーファンド・当ファンド共、原則として為替ヘッジを行いません。このため、為替相場の変動が、マザーファンドの信託財産の価値および当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

カバード・ワラント、株価連動社債のリスク

マザーファンドがカバード・ワラントや株価連動社債に投資する場合、当該有価証券の原資産（連動対象となる株式または株価指数）にかかる株価変動リスク、為替変動リスク等に加え、当該有価証券の発行体自体の信用リスクも生じます。なお、一般に信用リスクとは、債務者の倒産や財務状況の悪化、あるいは債務者の所在する国家の政情不安などにより、債務者が債権者に対して元金、償還金や利息をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、債務者にそのような状況が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該債務者が発行する債券やカバード・ワラント等の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）しやすくなります。そのため、マザーファンドの信託財産の価値が下がる要因となります。

投資銘柄集中リスク

マザーファンドは少数の銘柄に集中して投資する場合があります。このため、株式市場全体の動きやベンチマークの動きと異なり、信託財産の価値が大きく上下することがあります。それにより、投資元本を割り込むこともあります。

投資方針の変更について

経済情勢や投資環境等の変化、および投資効率等の観点などから、投資対象および投資手法の変更を行う場合があります。また、ベンチマークを変更することもあります。さらに、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先を変更する場合があります。

受益者（投資家）の解約・追加による資金流出入に伴うリスクおよび留意点

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際にマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合には、原則として、迅速に株式組入れを行いますが、買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。さらに、マザーファンドを投資対象とする他の投資信託が設定されている場合には、当該投資信託の解約・追加により生じる同様の資金流出入に伴うリスクがあります。

繰上げ償還等について

当ファンドは、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中であっても繰上げ償還することがあります。

また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

流動性のリスク

急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、マザーファンドの信託財産の価値が影響を受け損失を被ることがあります。

デリバティブ商品のリスク

マザーファンドは、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用いる場合があります。デリバティブ商品は、その他の投資手段と比較して、金利等の市場環境の変動に対してより大きく価格が変動

するため、マザーファンドの信託財産の価値はデリバティブ商品を用いない場合と比べてより大きく変動する場合があります。マザーファンドにおいては、ヘッジ目的のみでデリバティブ商品を利用しますが、意図した効果をもたらさず損失または収益機会の逸失の原因となる場合があります。デリバティブ商品の取引契約の相手に債務不履行が生じた場合は損失が生じる可能性があります。デリバティブ商品の種類によってはコストが発生しマザーファンドの収益をその分減少させることがあります。

デリバティブ商品を利用する際には、ブローカーに取引にかかる証拠金（現金または有価証券）を差し入れなければならないことがあります。そのような証拠金の保全にかかる制度は、ブローカーの所在国やデリバティブ商品の取引市場によって異なり、また個々のブローカーとの取引条件によって異なることもあります。その結果、証拠金を差し入れたブローカーに対する信用リスクが発生することがあり、当該ブローカーが倒産等の破綻状況に陥った場合は、証拠金の全額を失う可能性があります。

外国投資信託等を通じた投資にかかるリスクおよび留意点

マザーファンドは、ASEAN関連株式等を主要投資対象とする外国投資信託または外国投資法人（以下あわせて「ASEANファンド」といいます。）の発行する、外国投資信託受益証券または外国投資証券（以下あわせて「外国受益証券等」といいます。）に投資することにより、ASEAN関連株式等への間接的な投資を行う場合があります。その場合のリスクおよび留意点は以下のとおりです。

- (a) ASEANファンドでは、当該ファンドにおける運用報酬（成功報酬も含む）その他の費用が、当該ファンドの資産より差し引かれます。したがって、これらの費用は（当ファンドの信託報酬とは別に）間接的に当ファンドが負担することになります。
- (b) ASEANファンドの運用者（投資顧問会社）その他の関係者に、委託会社の関係会社が含まれる場合があります。その場合、マザーファンドがASEANファンドの外国受益証券等へ投資することにより、当該関係会社が運用報酬等の利益を得ることとなります。
- (c) ASEANファンドとマザーファンドおよび当ファンドでは、その保有する資産を評価する時価の基準日が評価手続きの都合上一致しないことがあり、したがってASEAN関連株式等の市場の動向が直ちに当ファンドの基準価額に反映されない場合があります。
- (d) ASEANファンドの発行する外国受益証券等の取得申込にあたっては、申込代金を外国受益証券等の受領前に払い込まなければならない場合があります。その結果、外国受益証券等の受領前に申込代金の払込先である当該ファンドの管理会社等が破綻した場合などに、申込代金を失う可能性があります。

その他のリスクおよび留意点

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたときなど、市場が混乱することが考えられます。このような場合に、有価証券が取引される市場の取引停止等やむを得ない事情があるときは、一時的に当ファンドの受益権およびマザーファンドの受益証券が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合などには、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドおよびマザーファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

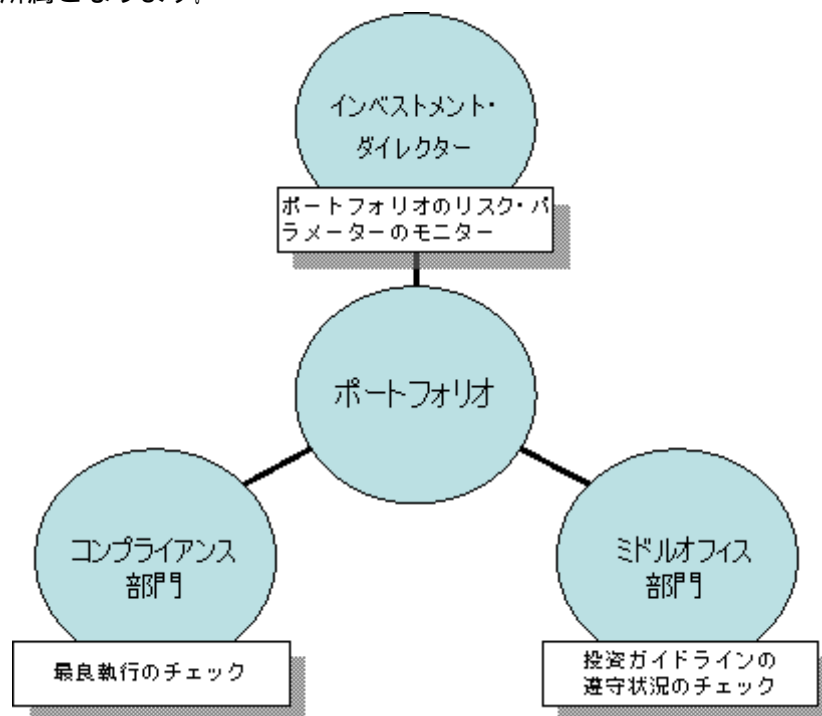
さらに、当ファンドおよびマザーファンドは、短期間に大量の解約があった場合等に、信託財産が十分な資産規模にならないことがあります。その場合、本書で説明する運用方針および投資態度に完全に合致した運用ができないおそれがあり、その結果当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動したり、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣ることとなる可能性があります。

(2) 投資リスクに関する管理体制

運用のリスク管理体制

マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた J P モルガン・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドは、そのリスク管理業務の一部を、同じ「J P モルガン・アセット・マネジメント」グループに属する J F アセット・マネジメント・リミテッド（香港法人）に委託しています。その体制は以下のとおりであり、J P モルガン・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドのポートフォリオ・マネジャー（以下の説明において「担当ポートフォリオ・マネジャー」といいます。）による運用は、以下の体制によりモニタリングされ、その結果は適宜 J P モルガン・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドへ報告されています。

なお、以下の説明において、担当ポートフォリオ・マネジャー以外は J F アセット・マネジメント・リミテッドの所属となります。



（2010年3月末現在）

- 独立した部署であるポートフォリオ・アナリシス・グループが毎月、運用成果の要因分析レポートを作成し、担当ポートフォリオ・マネジャーが国別投資比率、為替リスク、銘柄選択等の異なる要因のマザーファンドに対する影響を検証しています。四半期毎のインベストメント・ダイレクターと担当ポートフォリオ・マネジャーの間のレビュー・ミーティングでは対ベンチマークでのオーバーウェイトおよびアンダーウェイト*が説明され、議論されます。

* オーバーウェイト：資産配分を決定する際に、ある投資対象への配分比率を、基準となる資産の配分比率より多くすること。

アンダーウェイト：資産配分を決定する際に、ある投資対象への配分比率を、基準となる資産の配分比率より少なくすること。

- コンプライアンス部門はサンプルベースで約定価格を売買高加重平均価格と比較し、最良執行の観点からチェックするなど、モニタリング体制を構築しています。
- 投資ガイドライン*違反を未然防止するためのモニター・システムを担当ポートフォリオ・マネジャーは活用しています。このシステムは潜在的投資ガイドライン違反を発見した場合、担当ポートフォリオ・マネジャーに対し警告を発します。担当ポートフォリオ・マネジャーは警告を無効とするためには、警告がなぜ無効となるのか理由を入力しなければなりません。この入力された理由はレポートにまとめられ、リスク管理部門およびミドルオフィス部門によりモニターされ、無効の理由が妥当なものであるかどうかを検証されます。

* マザーファンドの投資方針や投資範囲・制限等の詳細を定めた内部のガイドラインです。

為替ヘッジについてのリスク管理体制

当ファンドおよびマザーファンドに対する為替ヘッジは、原則として行いませんが、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、委託会社は当ファンドにおいて、為替ヘッジを行うことがあります。その場合は、委託会社のリスク管理部門が日々為替に対するヘッジ状況をモニターします。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.675%（税抜3.5%）が上限となっています。

申込手数料の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）につきましては、販売会社にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先：

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：０３－６７３６－２３５０（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得申込時に、申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

当ファンドの受益権の換金時に、換金手数料はかかりません。

当ファンドによるマザーファンド受益証券の換金時に、換金手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.68%（税抜1.6%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、収受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 （純資産総額に対し）	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.8925% （税抜0.85%）	年率0.6825% （税抜0.65%）	年率0.105% （税抜0.1%）

委託会社の受ける報酬には、マザーファンドの運用委託に係る投資顧問会社への報酬（信託財産の純資産総額に対し年率0.5%）が含まれています。

信託報酬は、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

（４）【その他の手数料等】

その他、以下の費用を信託財産で負担します。

有価証券取引、先物取引、オプション取引および外国為替取引に係る費用（売買委託手数料）が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

外貨建資産の保管費用が実費でかかります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。

カバード・ワラントまたは株価連動社債に投資する場合、その発行体が発行に関連する費用を発行価格に転嫁している場合があります。この場合、当ファンドは間接的に当該費用を負担することとなります。

投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券（以下総称して「投資信託証券」といいます。）に投資する場合には、当該投資信託証券にかかる投資信託、外国投資信託、投資法人または外国投資法人内において発生する、以下のような費用が間接的に当ファンドの負担となります。

（ａ）運用報酬

（ｂ）運用に付随して発生する費用

（ｃ）法人の運営のための各種の費用（投資法人および外国投資法人のみ）

また、投資信託証券の銘柄によっては上記以外の費用がかかる場合があります。上記の費用は、当ファンドにおいて投資する銘柄やその投資比率が固定されているものではなく、また、銘柄ごとに種類、金額および算出方法が異なり、費用の概要を適切に記載することが困難なことから、具体的な種類、金額および計算方法を記載しておりません。

当ファンドの監査費用は、実際に委託会社が支払った費用について信託財産から支弁を受ける方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査に要する諸費用とみなし、そのみなし額の支弁を毎計算期間終了日および信託終了のとき信託財産中から受けるものとします。

委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

マザーファンドにおいても、上記 から までの費用を負担します。

上記の手数料等の合計額は、当ファンドおよびマザーファンドの運用状況により変動し、事前に確定しておらず、また受益者が当ファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載しておりません。当該手数料等は、当ファンドにおいて間接的にご負担いただきます。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成22年10月末現在適用されるものです。

個別元本について

追加型の公募株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはそれぞれ別個に、個別元本が計算される場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「収益分配金の課税について」をご参照ください。）

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

法人、個人別の課税の取扱いについて

（a）個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は10%（所得税7%および地方税3%）^{*}となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

^{*} 平成23年12月31日までの税率です。平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

（ロ）一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費^{*1}を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は10%（所得税7%および地方税3%）^{*2}となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記（ハ）損益通算についてをご参照ください。）

上記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、10%（所得税7%および地方税3%）^{*2}の税率で源泉徴収されます。

^{*} 1 個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額です。

^{*} 2 平成23年12月31日までの税率です。平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

（ハ）損益通算について

公募株式投資信託（当ファンドを含みます。以下同じ。）の一部解約時、償還時および買取請求時の差損、ならびにその他の上場株式等^{*}の譲渡損は、一定の条件の下で公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取請求時の差益ならびに収益分配金、ならびにその他の上場株式等の譲渡益および配当金と損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降３年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。損益通算の条件等については、税務専門家（税務署等）または販売会社にご確認ください。

^{*} 上場株式、上場特定株式投資信託（ＥＴＦ）、上場特定不動産投資信託（ＲＥＩＴ）および公募株式投資信託等をいいます。詳しくは税務専門家（税務署等）にお問い合わせください。

(b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、７％（所得税７％）^{*}の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。特別分配金は課税されません。

^{*} 平成23年12月31日までの税率です。平成24年１月１日からは15％（所得税15％）となる予定です。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めいたします。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成22年10月8日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	25,346,319,236	100.13
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	32,486,365	0.13
合計(純資産総額)		25,313,832,871	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

親投資信託は、全て「ＪＦアセアン成長株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」です（以下同じ）。

（参考）ＪＦアセアン成長株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成22年10月8日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率(%)
株式	シンガポール	9,559,007,104	37.73
	マレーシア	4,337,861,278	17.11
	タイ	5,463,362,869	21.55
	フィリピン	218,208,350	0.86
	インドネシア	4,177,728,097	16.48
	小計	23,756,167,698	93.73
投資証券	シンガポール	377,406,272	1.49
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,212,636,024	4.78
合計(純資産総額)		25,346,209,994	100.00

（注１）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注２）上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しております。具体的な投資対象については、本書の「第一部 ファンド情報 第１ファンドの状況 １ ファンドの性格（１）ファンドの目的及び基本的性格（二）ファンドの特色」をご参照ください。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成22年10月8日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ＪＦアセアン成長株オープン・マザー ファンド（適格機関投資家専用）	25,845,130,250	0.9263	23,942,130,533	0.9807	25,346,319,236	100.13

（参考）ＪＦアセアン成長株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成22年10月8日現在）

順位	国／ 地域	投資 国	種 類	銘柄名	業種	株式数	帳簿 価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価 額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	シン ガ ポ ル	シン ガ ポ ル	株式	DBS GROUP HOLDINGS LTD	銀行	1,262,966	893.35	1,128,276,233	909.75	1,148,993,169	4.53
2	シン ガ ポ ル	シン ガ ポ ル	株式	SINGAPORE AIRLINES LTD	運輸	853,000	1,009.44	861,052,320	1,035.93	883,654,943	3.49
3	シン ガ ポ ル	シン ガ ポ ル	株式	UNITED OVERSEAS BANK	銀行	678,364	1,183.56	802,890,194	1,189.87	807,169,992	3.18
4	シン ガ ポ ル	シン ガ ポ ル	株式	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	銀行	1,328,173	550.77	731,525,413	569.70	756,663,744	2.99
5	タイ	タイ	株式	SIAM CEMENT PCL NVDR	素材	815,000	849.75	692,546,250	893.75	728,406,250	2.87
6	シン ガ ポ ル	シン ガ ポ ル	株式	NEPTUNE ORIENT LINES LIMITED	運輸	4,658,000	126.18	587,746,440	131.22	611,256,297	2.41
7	マ レ ー シ ア	マ レ ー シ ア	株式	TENAGA NASIONAL BERHAD	公益事業	2,548,900	238.15	607,044,749	237.36	605,009,962	2.39
8	イン ド ネ シ ア	イン ド ネ シ ア	株式	INDO TAMBANGRAYA MEGAH PT	エネルギー	1,494,000	359.06	536,448,146	401.76	600,229,440	2.37
9	イン ド ネ シ ア	イン ド ネ シ ア	株式	PT ASTRA INTERNATIONAL INC	自動車・自動 車部品	1,100,000	500.59	550,650,210	543.58	597,943,500	2.36
10	シン ガ ポ ル	シン ガ ポ ル	株式	CAPITALAND LTD	不動産	2,220,000	251.72	558,838,602	265.60	589,651,758	2.33
11	イン ド ネ シ ア	イン ド ネ シ ア	株式	PT GUDANG GARAM TBK	食品・飲料・ タバコ	1,084,500	418.74	454,125,482	484.53	525,472,785	2.07
12	タイ	タイ	株式	KRUNG THAI BANK PUBLIC COMPANY-NVDR	銀行	11,150,000	40.97	456,871,250	46.47	518,196,250	2.04
13	シン ガ ポ ル	シン ガ ポ ル	株式	KEPPEL CORP LTD	資本財	847,000	574.89	486,937,373	602.50	510,325,546	2.01
14	タイ	タイ	株式	THAI OIL PUBLIC COMPANY LIMITED-NVDR	エネルギー	3,205,900	133.73	428,755,039	151.25	484,892,375	1.91
15	シン ガ ポ ル	シン ガ ポ ル	株式	GENTING SINGAPORE PLC	消費者サービ ス	3,670,000	115.45	423,718,749	128.07	470,026,809	1.85

16	シン ガ ポ ー ル	シン ガ ポ ー ル	株 式	NOBLE GROUP LIMITED	資本財	3,750,363	107.54	403,314,551	124.91	468,488,595	1.85
17	シン ガ ポ ー ル	シン ガ ポ ー ル	株 式	SINGAPORE EXCHANGE LTD	各種金融	770,000	489.57	376,975,368	597.46	460,045,971	1.82
18	イン ド ネ シ ア	イン ド ネ シ ア	株 式	PT UNITED TRACTORS TBK	資本財	2,250,000	182.28	410,130,000	195.30	439,425,000	1.73
19	タイ	タイ	株 式	THAI AIRWAYS INTL PUBLIC COMPANY LTD (F)	運輸	3,993,370	90.36	360,853,542	106.56	425,543,490	1.68
20	シン ガ ポ ー ル	シン ガ ポ ー ル	株 式	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	電気通信サー ビス	2,070,000	193.05	399,624,678	193.68	400,930,641	1.58
21	イン ド ネ シ ア	イン ド ネ シ ア	株 式	PT BANK MANDIRI	銀行	6,135,000	58.59	359,449,650	65.10	399,388,500	1.58
22	マ レ ー シ ア	マ レ ー シ ア	株 式	PUBLIC BANK BERHAD	銀行	1,135,800	327.49	371,964,028	334.22	379,608,893	1.50
23	マ レ ー シ ア	マ レ ー シ ア	株 式	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	銀行	1,730,000	211.54	365,980,635	217.93	377,029,107	1.49
24	シン ガ ポ ー ル	シン ガ ポ ー ル	株 式	WILMAR INTERNATIONAL LTD	食品・飲料・ タバコ	987,000	401.25	396,036,118	379.80	374,864,376	1.48
25	タイ	タイ	株 式	BANPU PUBLIC CO LTD-NVDR	エネルギー	182,500	1,787.50	326,218,750	2,035.00	371,387,500	1.47
26	タイ	タイ	株 式	PTT PCL/FOREIGN	エネルギー	439,000	783.75	344,066,250	825.00	362,175,000	1.43
27	タイ	タイ	株 式	PTT AROMATICS & REFINING PCL-NVDR	エネルギー	4,608,300	71.73	330,577,802	75.62	348,502,687	1.37
28	マ レ ー シ ア	マ レ ー シ ア	株 式	MALAYAN BANKING BERHAD	銀行	1,436,100	224.05	321,767,108	238.95	343,167,296	1.35
29	イン ド ネ シ ア	イン ド ネ シ ア	株 式	PT PERUSAHAAN GAS NEGARA	公益事業	9,460,500	35.80	338,733,202	35.80	338,733,202	1.34
30	イン ド ネ シ ア	イン ド ネ シ ア	株 式	PT TELEKOMUNIKASI	電気通信サー ビス	3,840,000	83.70	321,408,000	85.56	328,550,400	1.30

（注）上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しております。なお、「投資国」は、「第一部 ファンド情報 第1ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格（2）ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

種類別及び業種別投資比率

（平成22年10月8日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.13

（参考）ＪＦアセアン成長株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	14.06
		素材	6.10
		資本財	10.28
		運輸	8.72
		自動車・自動車部品	3.27
		耐久消費財・アパレル	0.00
		消費者サービス	5.03
		食品・飲料・タバコ	6.84
		ヘルスケア機器・サービス	0.56
		銀行	22.41
		各種金融	1.82
		不動産	7.10
		電気通信サービス	3.82
		公益事業	3.72
		小計	93.73
投資証券		-	1.49

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年10月８日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	１口当たり 純資産額 (円) (分配落)	１口当たり 純資産額 (円) (分配付)
１期	(平成19年９月10日)	60,764	64,990	1.0067	1.0767
２期	(平成20年３月10日)	51,679	51,679	0.9322	0.9322
３期	(平成20年９月10日)	33,927	33,927	0.7300	0.7300
４期	(平成21年３月10日)	14,494	14,494	0.3502	0.3502
５期	(平成21年９月10日)	24,882	24,882	0.6584	0.6584
６期	(平成22年３月10日)	24,362	24,362	0.7305	0.7305
７期	(平成22年９月10日)	24,327	24,327	0.8143	0.8143
	平成21年10月末日	24,131	-	0.6670	-
	平成21年11月末日	23,523	-	0.6667	-
	平成21年12月末日	25,552	-	0.7375	-
	平成22年１月末日	24,065	-	0.6996	-
	平成22年２月末日	23,380	-	0.6964	-
	平成22年３月末日	26,237	-	0.7956	-
	平成22年４月末日	27,363	-	0.8325	-
	平成22年５月末日	23,894	-	0.7346	-
	平成22年６月末日	23,779	-	0.7508	-
	平成22年７月末日	24,653	-	0.7923	-
	平成22年８月末日	23,814	-	0.7847	-
	平成22年９月末日	25,093	-	0.8553	-
	平成22年10月８日	25,313	-	0.8613	-

【分配の推移】

期	１口当たり分配金（円）
１期	0.0700
２期	0.0000
３期	0.0000
４期	0.0000
５期	0.0000
６期	0.0000
７期	0.0000

【収益率の推移】

期	収益率（％）
１期	7.7
２期	7.4
３期	21.7
４期	52.0
５期	88.0
６期	11.0
７期	11.5

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
１期	66,067,530,752	5,705,032,654	60,362,498,098
２期	16,034,923,677	20,960,559,503	55,436,862,272
３期	543,665,740	9,504,191,363	46,476,336,649
４期	131,298,257	5,212,851,751	41,394,783,155
５期	371,201,222	3,976,236,309	37,789,748,068
６期	822,265,249	5,260,039,305	33,351,974,012
７期	1,863,251,130	5,340,822,063	29,874,403,079

（注１）第１期の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

（注２）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込方法

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。

ただし、シンガポール取引所の休業日（半休日を含みます。）には、取得申込みの受付は行いません。

申込価格

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込みには申込手数料を要します。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額（1万口当たり）は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額（1万口当たり）は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

申込単位

収益分配金の受取方法により、申込みには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。

いずれのコース共、申込単位は、販売会社が定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。

申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

受渡方法

(a) 取得申込代金の支払いについて

投資家は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。

(b) 受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等の口座に投資家に係る受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資家が販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。なお、委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

受付時間

原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することがあります。その場合には、投資家は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、投資家がその取得申込みを撤回しない場合には、その取得申込みは

当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその取得申込みを受付けたものとして取り扱うこととします。

申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先：

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：０３－６７３６－２３５０（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

２【換金（解約）手続等】

換金方法

原則として毎営業日に販売会社にて解約請求により受け取ります。

ただし、シンガポール取引所の休業日（半休日を含みます。）には、換金申込みの受付は行いません。

換金価格

換金申込日の翌営業日の基準価額とします。

（換金にかかる課税については、「第一部 ファンド情報 第１ ファンドの状況 ４ 手数料等及び税金（５）課税上の取扱い」をご参照ください。）

換金価格は、毎営業日に計算され、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「１ 申込（販売）手続等 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

換金時に手数料はかかりません。

換金単位

販売会社が定める単位とします。

受渡方法

（a）換金代金の支払いについて

原則として換金申込日から起算して５営業日目から、販売会社の本・支店等においてお支払いいたします。

（b）受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みに係る当ファンドの一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換えに、販売会社を通じて当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。なお、換金申込みは振替受益権をもって行うものとします。

受付時間

原則として午後３時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

換金の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受付を中止することがあります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日

の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みは当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその換金申込みを受付けたものとして取り扱うこととします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

受益権１口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権１口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

受益権１万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益権１万口当たりの基準価額は原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先：

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：０３－６７３６－２３５０（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成29年3月10日までです。

ただし、後記「（５）その他 信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託期間満了前に信託は終了します。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年３月11日から９月10日までおよび９月11日から翌年３月10日までとします。

計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、上記より当ファンドの決算日は原則として毎年３月10日および９月10日（該当日が休業日の場合は翌営業日）となります。

（５）【その他】

信託の終了等

（a）信託契約の解約

a. 委託会社は、当ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、前記a.の場合において、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を知れている受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c. 前記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d. 前記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記a.の信託契約の解約をしません。

- e. 委託会社は、前記d.により当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 前記c. からe. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記c. の一定の期間が一月を下らないこととすることが困難な場合には適用しません。
- （注）委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(b) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、後記「 信託約款の変更」の規定にしたがいます。

(c) 委託会社の登録取消に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドを解約し信託を終了させるものとします。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「 信託約款の変更」で受益者による反対が受益権総口数の二分の一を超える場合を除き、当ファンドはその委託会社と受託会社との間において存続します。

(d) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業は承継されることがあります。

(e) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社は、新受託会社を選任できないときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前記(a)の変更のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。
- (e) 委託会社は、前記(d)により信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (f) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(e)までの規定にしたがいます。
- （注）委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付しま

す。

関係会社との契約の更新等に関する手続について

- (a) 委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の３ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に１年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とするとされています。委託会社と販売会社との間の当該契約は、かかる規定にしたがって自動更新され、現在に至っています。当ファンドの受益権の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。
- (b) 委託会社とＪＰモルガン・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドとの間の投資運用の委託に関する契約には期限の定めはありません。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドにかかる収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として毎計算期間終了日から起算して 5 営業日目）までに、毎計算期間終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる毎計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる毎計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。ただし、「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付され、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。

収益分配金の請求権は、支払開始日から 5 年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して 5 営業日目）までに、信託終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還の通知をするのと引き換えに、販売会社を通じて当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払いは、販売会社において行うものとします。

受益者が、償還金について上記に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約を請求する権利を有します。

(4) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な内容の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「3 資産管理等の概要 (5) その他 信託の終了等」または「 信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

(5) 帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

- １．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- ２．当ファンドの計算期間は６ヶ月であるため、財務諸表は６ヶ月毎に作成しております。
- ３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第６期計算期間（平成21年９月11日から平成22年３月10日まで）および第７期計算期間（平成22年３月11日から平成22年９月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【ＪＦアセアン成長株オープン】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 6 期 (平成22年 3 月10日現在)	第 7 期 (平成22年 9 月10日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	24,568,586,174	24,541,089,660
未収入金	42,852,886	139,517,085
流動資産合計	24,611,439,060	24,680,606,745
資産合計	24,611,439,060	24,680,606,745
負債の部		
流動負債		
未払解約金	42,852,886	139,517,085
未払受託者報酬	12,793,908	13,225,955
未払委託者報酬	191,908,500	198,389,273
その他未払費用	1,575,000	1,575,000
流動負債合計	249,130,294	352,707,313
負債合計	249,130,294	352,707,313
純資産の部		
元本等		
元本	¹ 33,351,974,012	¹ 29,874,403,079
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	² 8,989,665,246	² 5,546,503,647
（分配準備積立金）	800,453,386	1,063,921,891
元本等合計	24,362,308,766	24,327,899,432
純資産合計	24,362,308,766	24,327,899,432
負債純資産合計	24,611,439,060	24,680,606,745

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 6 期 (自 平成21年 9 月11日 至 平成22年 3 月10日)	第 7 期 (自 平成22年 3 月11日 至 平成22年 9 月10日)
営業収益		
有価証券売買等損益	2,732,317,479	2,866,007,814
営業収益合計	2,732,317,479	2,866,007,814
営業費用		
受託者報酬	12,793,908	13,225,955
委託者報酬	¹ 191,908,500	¹ 198,389,273
その他費用	1,575,000	1,575,000
営業費用合計	206,277,408	213,190,228
営業利益	2,526,040,071	2,652,817,586
経常利益	2,526,040,071	2,652,817,586
当期純利益	2,526,040,071	2,652,817,586
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	176,436,643	260,591,514
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	12,907,199,410	8,989,665,246
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,794,065,250	1,426,387,305
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,794,065,250	1,426,387,305
剰余金減少額又は欠損金増加額	226,134,514	375,451,778
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	226,134,514	375,451,778
分配金	² -	² -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	8,989,665,246	5,546,503,647

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第６期 (自 平成21年 9月11日 至 平成22年 3月10日)	第７期 (自 平成22年 3月11日 至 平成22年 9月10日)
有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	第６期 (平成22年 3月10日現在)	第７期 (平成22年 9月10日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	37,789,748,068円	33,351,974,012円
期中追加設定元本額	822,265,249円	1,863,251,130円
期中一部解約元本額	5,260,039,305円	5,340,822,063円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は8,989,665,246円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,546,503,647円であります。
3 計算期間末日における受益権の総数	33,351,974,012口	29,874,403,079口
1 口当たりの純資産額	0.7305円	0.8143円
(1万口当たりの純資産額)	(7,305円)	(8,143円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第 6 期 (自 平成21年 9 月11日 至 平成22年 3 月10日)	第 7 期 (自 平成22年 3 月11日 至 平成22年 9 月10日)
1 信託財産の運用の指図に関する 権限の全部または一部を委託す るために要する費用として委託 者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年率0.5%を乗じて得た 額	同左
2 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	133,580,983円	387,191,494円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有 価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	38,038,429円	80,291,495円
分配準備積立金額	666,872,403円	676,730,397円
当ファンドの分配対象収益額	838,491,815円	1,144,213,386円
当ファンドの期末残存口数	33,351,974,012口	29,874,403,079口
1万口当たり収益分配対象額	251.40円	383.00円
1万口当たり分配金額	- 円	- 円
収益分配金金額	- 円	- 円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

区分	第６期 (自 平成21年 9月11日 至 平成22年 3月10日)	第７期 (自 平成22年 3月11日 至 平成22年 9月10日)
１．金融商品に対する取組方針	-	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及びそのリスク	-	当ファンドが当計算期間中に保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券であります。 ＪＦアセアン成長株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用） 親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
３．金融商品に係るリスク管理体制	-	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

金融商品の時価等に関する事項

区分	第６期 (平成22年 3月10日現在)	第７期 (平成22年 9月10日現在)
１．貸借対照表計上額、時価およびその差額	-	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	-	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	-	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（追加情報）

当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年３月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年３月10日）を適用しております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第６期 （平成22年３月10日現在）		第７期 （平成22年９月10日現在）
	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	24,568,586,174	2,605,593,721	2,641,518,113
合計	24,568,586,174	2,605,593,721	2,641,518,113

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表（平成22年９月10日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	ＪＦアセアン成長株オープン・マザー ファンド（適格機関投資家専用）	26,502,256,653	24,541,089,660	
合計			26,502,256,653	24,541,089,660	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「ＪＦアセアン成長株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「ＪＦアセアン成長株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(平成22年 3 月10日現在)	(平成22年 9 月10日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		1,209,259,372	895,911,481
コール・ローン		10,766,742	12,789,139
株式		22,436,595,970	22,545,536,392
投資証券		680,065,831	857,476,816
派生商品評価勘定		1,031,439	1,989,475
未収入金		845,260,590	804,137,703
未収配当金		23,590,467	60,052,015
未収利息		14	17
流動資産合計		25,206,570,425	25,177,893,038
資産合計		25,206,570,425	25,177,893,038
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		21,104	2,118,013
未払金		596,332,413	494,567,631
未払解約金		42,852,886	139,517,085
流動負債合計		639,206,403	636,202,729
負債合計		639,206,403	636,202,729
純資産の部			
元本等			
元本	1	29,819,864,273	26,502,256,653
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）	2	5,252,500,251	1,960,566,344
元本等合計		24,567,364,022	24,541,690,309
純資産合計		24,567,364,022	24,541,690,309
負債純資産合計		25,206,570,425	25,177,893,038

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成21年 9 月11日 至 平成22年 3 月10日)	(自 平成22年 3 月11日 至 平成22年 9 月10日)
1 . 有価証券の評価基準および評価方法	株式および投資証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	株式および投資証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3)時価が入手できなかった有価証券 同左
2 . デリバティブ等の評価基準および評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左

区分	（自 平成21年 9月11日 至 平成22年 3月10日）	（自 平成22年 3月11日 至 平成22年 9月10日）
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	（平成22年 3月10日現在）	（平成22年 9月10日現在）
1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	34,020,093,449円	29,819,864,273円
期中追加設定元本額	731,063,395円	1,646,291,721円
期中解約元本額	4,931,292,571円	4,963,899,341円
本報告書における開示対象ファンドの期末における元本の内訳（注）		
ＪＦアセアン成長株オープン	29,819,864,273円	26,502,256,653円
合 計	29,819,864,273円	26,502,256,653円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,252,500,251円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,960,566,344円であります。
3 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	29,819,864,273口	26,502,256,653口
1口当たりの純資産額	0.8239円	0.9260円
（1万口当たりの純資産額）	（8,239円）	（9,260円）

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

区分	（自 平成21年 9月11日 至 平成22年 3月10日）	（自 平成22年 3月11日 至 平成22年 9月10日）
1．金融商品に対する取組方針	-	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2．金融商品の内容及びそのリスク	-	当ファンドが当期間中に保有した主な金融商品は、株式、投資証券およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	-	当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)運用商品部は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。

金融商品の時価等に関する事項

区分	（平成22年３月10日現在）	（平成22年９月10日現在）
１．貸借対照表計上額、時価およびその差額	-	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	-	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	-	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（追加情報）

当期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年３月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年３月10日）を適用しております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（平成22年３月10日現在）		（平成22年９月10日現在）
	貸借対照表計上額 （円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	22,436,595,970	1,806,643,089	2,145,010,228
投資証券	680,065,831	69,081,615	57,590,827
合計	23,116,661,801	1,875,724,704	2,202,601,055

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の状況に関する事項

区分	（自 平成21年 9月11日 至 平成22年 3月10日）
１．取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。
２．取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避および効率的な運用に資することを目的としております。
３．取引の利用目的	デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
４．取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。
５．取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従い、運用担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。
６．取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

区分	種類	（平成22年 3月10日現在）				（平成22年 9月10日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	マレーシアリングgit	90,529,924	-	90,537,181	7,257	-	-	-	-
	タイバーツ	-	-	-	-	95,248,663	-	95,612,514	363,851
	インドネシアルピア	-	-	-	-	100,820,892	-	102,131,091	1,310,199
	売建								
	アメリカドル	354,529,924	-	353,526,846	1,003,078	596,069,555	-	597,872,143	1,802,588
合計		445,059,848	-	444,064,027	1,010,335	792,139,110	-	795,615,748	128,538

（注）１．為替予約の時価の算定方法

- （１）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- （２）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- ２．換算において円未満の端数は切り捨てております。
- ３．契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表（平成22年 9 月10日現在）

(イ) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
シンガポールドル	EZRA HOLDINGS LIMITED	1,421,000	1.74	2,472,540.00	
	COSCO CORP SINGAPORE LIMITED	2,088,000	1.64	3,424,320.00	
	FRASER & NEAVE LIMITED	762,000	5.86	4,465,320.00	
	KEPPEL CORP LTD	562,000	8.99	5,052,380.00	
	NOBLE GROUP LIMITED	3,520,363	1.70	5,984,617.10	
	NEPTUNE ORIENT LINES LIMITED	4,858,000	2.00	9,716,000.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	853,000	16.00	13,648,000.00	
	TIGER AIRWAYS HOLDINGS LIMITED	1,118,000	1.98	2,213,640.00	
	FIBRECHEM TECHNOLOGIES LTD	5,100,000	-	-	
	GENTING SINGAPORE PLC	5,806,000	1.83	10,624,980.00	
	HOTEL PROPERTIES	780,000	2.90	2,262,000.00	
	GOLDEN AGRI-RESOURCES LIMITED	3,350,000	0.58	1,959,750.00	
	INDOFOOD AGRI RESOURCES LIMITED	920,000	2.35	2,162,000.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	1,350,000	6.36	8,586,000.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	1,362,966	14.16	19,299,598.56	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	1,405,173	8.73	12,267,160.29	
	UNITED OVERSEAS BANK	748,364	18.76	14,039,308.64	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	770,000	7.76	5,975,200.00	
	CAPITALAND LTD	2,220,000	3.99	8,857,800.00	
	GUOCOLAND LTD	680,000	2.28	1,550,400.00	
	KEPPEL LAND LIMITED	697,038	4.00	2,788,152.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	2,830,000	3.06	8,659,800.00	
小計	銘柄数：	22		146,008,966.59	
				(9,151,842,025)	
	組入時価比率：	37.3%		40.5%	
マレーシアリングgit	LAFARGE MALAYAN CEMENT BERHAD	1,178,500	7.60	8,956,600.00	
	GAMUDA BERHAD	1,400,000	3.56	4,984,000.00	
	IJM CORPORATION BERHAD	1,800,000	5.09	9,162,000.00	
	MALAYSIAN RESOURCES CORP BERHAD	1,540,000	1.83	2,818,200.00	
	MALAYSIAN AIRLINE SYSTEM BERHAD	2,000,000	2.24	4,480,000.00	
	GENTING BERHAD	1,130,000	9.41	10,633,300.00	
	GENTING MALAYSIA BERHAD	2,200,000	3.00	6,600,000.00	
	IOI CORPORATION BERHAD	2,373,733	5.50	13,055,531.50	
	KUALA LUMPUR KEPONG BERHAD	570,000	17.10	9,747,000.00	
	ALLIANCE FINANCIAL GROUP BERHAD	1,500,000	3.09	4,635,000.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	3,112,900	7.95	24,747,555.00	
	MALAYAN BANKING BERHAD	1,436,100	8.42	12,091,962.00	
	PUBLIC BANK BERHAD	1,035,800	12.28	12,719,624.00	
	UEM LAND HOLDINGS BHD	3,700,000	1.81	6,697,000.00	
	AXIATA GROUP BERHAD	2,000,000	4.40	8,800,000.00	
	TENAGA NASIONAL BERHAD	2,625,000	8.95	23,493,750.00	
小計	銘柄数：	16		163,621,522.50	
				(4,430,870,829)	
	組入時価比率：	18.1%		19.7%	
タイバース	BANPU PUBLIC CO LTD-NVDR	182,500	650.00	118,625,000.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
	PTT AROMATICS & REFINING PCL-NVDR	3,457,000	25.75	89,017,750.00	
	PTT PCL-NVDR	247,000	285.00	70,395,000.00	
	PTT PCL/FOREIGN	439,000	285.00	125,115,000.00	
	THAI OIL PUBLIC COMPANY LIMITED-NVDR	2,932,900	48.50	142,245,650.00	
	PTT CHEMICAL PCL-NVDR	1,012,000	119.50	120,934,000.00	
	SIAM CEMENT PCL NVDR	815,000	309.00	251,835,000.00	
	TIPCO ASPHALT PUBLIC COMPANY LTD-NVDR	750,000	66.50	49,875,000.00	
	THAI AIRWAYS INTERNATIONAL PCL-NVDR	98,700	37.75	3,725,925.00	
	THAI AIRWAYS INTL PUBLIC COMPANY LTD (F)	1,100,000	37.75	41,525,000.00	
	SOMBOON ADVANCE TECHNOLOGY PCL(F)	1,551,700	21.30	33,051,210.00	
	SRI TRANG AGRO-INDUSTRY PCL-NVDR	2,151,700	20.40	43,894,680.00	
	CHAROEN POKPHAND FOODS PUBLIC COM-NVDR	4,715,000	24.60	115,989,000.00	
	BANK OF AYUDHYA PUBLIC-NVDR	734,100	21.00	15,416,100.00	
	KASIKORNBANK PUBLIC COMPANY LTD-NVDR	785,000	108.50	85,172,500.00	
	KRUNG THAI BANK PUBLIC COMPANY-NVDR	11,150,000	14.90	166,135,000.00	
	SIAM COMMERCIAL BANK CO LTD (F)	1,443,000	94.25	136,002,750.00	
	AMATA CORPORATION PUBLIC CO LTD-NVDR	3,614,000	14.40	52,041,600.00	
	PRUKSA REAL ESTATE PCL-NVDR	3,088,100	22.80	70,408,680.00	
	THAICOM PCL-NVDR	5,950,000	7.55	44,922,500.00	
小計	銘柄数：	20		1,776,327,345.00	
				(4,849,373,651)	
	組入時価比率：	19.8%		21.5%	
フィリピンペソ	INTL CONTAINER TERMINAL SERVICES	2,300,000	36.80	84,640,000.00	
	MEGAWORLD CORPORATION	20,500,000	2.13	43,665,000.00	
小計	銘柄数：	2		128,305,000.00	
				(243,779,500)	
	組入時価比率：	1.0%		1.1%	
インドネシアルピア	INDO TAMBANGRAYA MEGAH PT	1,214,000	38,200.00	46,374,800,000.00	
	PT INDIKA ENERGY TBK	6,012,000	3,250.00	19,539,000,000.00	
	PT ANEKA TAMBANG TBK	6,000,000	2,125.00	12,750,000,000.00	
	PT UNITED TRACTORS TBK	2,450,000	19,600.00	48,020,000,000.00	
	PT ASTRA INTERNATIONAL INC	1,040,000	53,500.00	55,640,000,000.00	
	PT GUDANG GARAM TBK	1,075,500	45,000.00	48,397,500,000.00	
	BANK PEMBANGUNAN DAERAH JAWA BARAT DAN	7,830,000	1,350.00	10,570,500,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA	1,550,000	9,550.00	14,802,500,000.00	
	PT BANK DANAMON INDONESIA TBK	4,810,000	5,600.00	26,936,000,000.00	
	PT BANK MANDIRI	6,135,000	6,300.00	38,650,500,000.00	
	PT TELEKOMUNIKASI	5,470,000	9,000.00	49,230,000,000.00	
	PT PERUSAHAAN GAS NEGARA	9,460,500	3,850.00	36,422,925,000.00	
小計	銘柄数：	12		407,333,725,000.00	
				(3,869,670,387)	
	組入時価比率：	15.8%		17.2%	

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
合計				22,545,536,392	
				(22,545,536,392)	

（注）各通貨計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注）小計・合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
投資証券	シンガポールドル	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT-REIT		1,877,000	4,204,480.00	
		CACHE LOGISTICS TRUST-REIT		4,950,000	4,875,750.00	
		CAPITAMALL TRUST-REIT		2,300,000	4,600,000.00	
	計	銘柄数：	3	9,127,000	13,680,230.00	
					(857,476,816)	
		組入時価比率：	3.5%		100.0%	
	小計				857,476,816	
					(857,476,816)	
	合計				857,476,816	
					(857,476,816)	

（注）各通貨計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注）小計・合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

（注）投資証券における券面総額の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成22年10月8日現在）

種類	金額	単位
資産総額	25,378,437,046	円
負債総額	64,604,175	円
純資産総額(-)	25,313,832,871	円
発行済口数	29,388,884,551	口
1口当たり純資産額(/)	0.8613	円

（参考）ＪＦアセアン成長株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成22年10月8日現在）

種類	金額	単位
資産総額	25,922,983,641	円
負債総額	576,773,647	円
純資産総額(-)	25,346,209,994	円
発行済口数	25,845,130,250	口
1口当たり純資産額(/)	0.9807	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換

当ファンドの受益権は、社振法に定める振替投資信託受益権の形態で発行されますので、名義書換手続はありませんが、その譲渡は以下の手続により行われます。

- (1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- (2) 上記(1)の申請があった場合には、上記(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- (3) 上記(1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

2 受益者に対する特典

ありません。

3 受益証券の譲渡制限の内容

当ファンドの受益権には、譲渡制限はありません。なお、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4 その他内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(2) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(3) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

資本金の額（有価証券報告書提出日現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

会社の意思決定機構

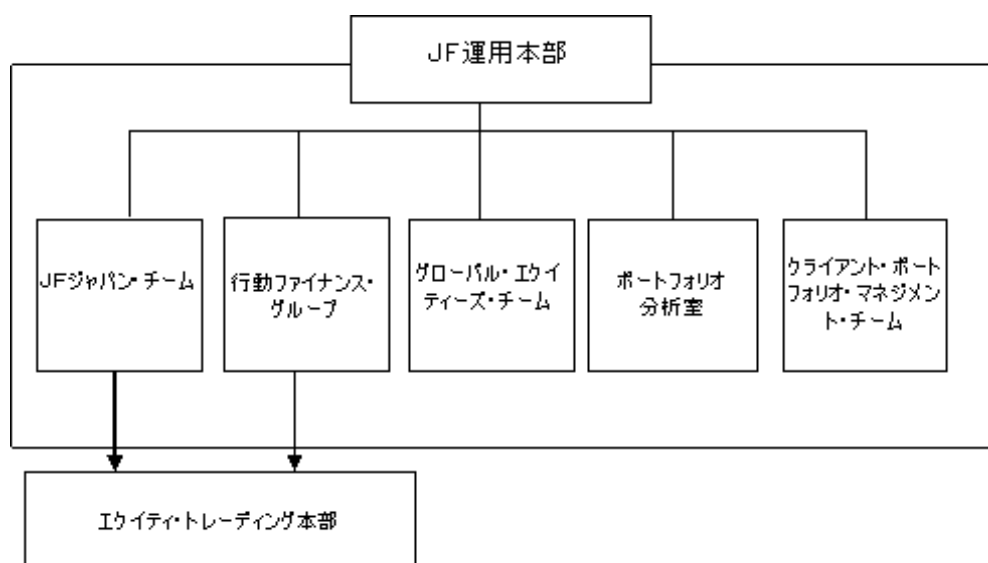
取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、リスク管理上の重要な事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することについて、取締役会の委嘱を受けた機関として、リスク・コミッティーを設置しています。

投資運用の意思決定機構

（イ）ＪＦ運用本部



ＪＦ運用本部は、ＪＦストラテジーまたは行動ファイナンス・ストラテジーに基づいた運用を行います。

ＪＦ運用本部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催します。各会議にて、ＪＦストラテジーまたは行動ファイナンス・ストラテジーに基づいた国内外株式、その他資産の運用戦略の方向性を決定します。

ＪＦジャパン・チームは、ＪＦ日本株式ストラテジーに基づき主に国内株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。

行動ファイナンス・グループは、行動ファイナンス・ストラテジーに基づき主に国内外の株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。

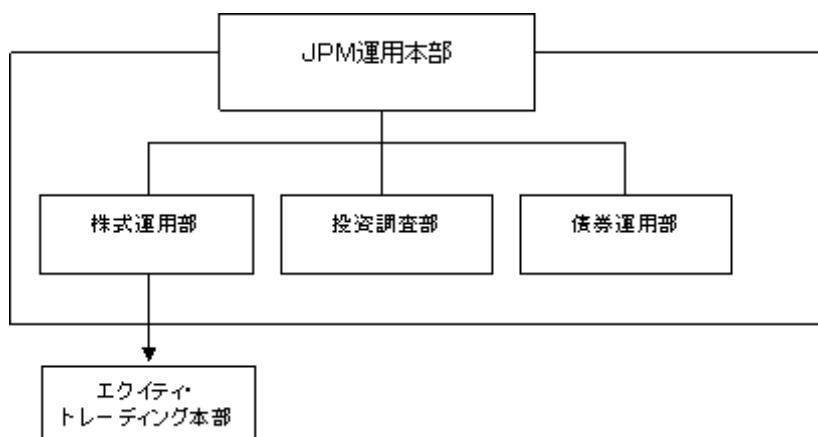
グローバル・エクイティーズ・チームは、「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループの各ポートフォリオ・マネジャーと交換した情報を参考に外国株式の投資判断を行います。

クライアント・ポートフォリオ・マネジメント・チームは、ＪＦ運用本部の国内株式運用や海外関係会社に運用を委託しているＪＦストラテジーによる外国株式運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。

エクイティ・トレーディング本部は、上記 ・ のチーム等による投資判断を受け、主に国内の株式の売買を執行します。

ポートフォリオ分析室は、運用実績の分析を行い、上記 ・ ・ のチーム等にその結果を提供します。

（ロ）ＪＰＭ運用本部



ＪＰＭ運用本部は、国内株式・国内外の債券についてＪＰＭストラテジーに基づいた運用を行う投資調査部、株式運用部および債券運用部から構成されます。

投資調査部に所属するアナリストはＪＰＭストラテジーに基づき主に国内株式の分析を行い、その結果に基づき各銘柄に評価を付します。同部に所属するエコノミストは、マクロ経済の観点からアナリストの調査・分析の基となる情報の提供を行います。

株式運用部に所属するポートフォリオ・マネジャーは、投資調査部のアナリストとの議論を通じて、上記 の評価を検証の上、投資判断を行い、主に国内株式のポートフォリオの構築を行います。

債券運用部では、国内外の債券の運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催し、運用戦略の方向性を決定します。その決定内容を自らの投資判断に利用し、国内外の債券のポートフォリオを決定します。また国内外の債券の売買を執行します。

エクイティ・トレーディング本部は、株式運用部所属のポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。

（ハ）上記（イ）および（ロ）以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部の運用商品部が為替ヘッジの為の投資判断を行い、債券運用部が取引を執行します。

（注）上記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構・組織名称等は、平成22年11月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託及び投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める下記の業務を行っています。

- ・投資助言・代理業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

現在、弊社で設定・運用している公募の証券投資信託は68本、親投資信託32本を数え、販売は100社余りの金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者）および登録金融機関を通じて行っています。平成22年10月末現在、公募の証券投資信託の純資産総額の合計は9,585億円（ただし、親投資信託を除きます。）です。

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、第19期事業年度（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて、第20期事業年度（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第２条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第19期事業年度（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）の財務諸表及び第20期事業年度（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		第19期 (平成21年 3月31日)			第20期 (平成22年 3月31日)		
資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動資産							
現金及び預金			13,273,564			4,432,272	
有価証券			-			6,701,185	
立替金			2,912			-	
前払費用			25,590			21,348	
未収入金			81,394			41,787	
未収委託者報酬			1,449,280			2,340,184	
未収収益			1,679,413			1,855,404	
未収還付法人税等			347,915			314,077	
繰延税金資産			565,915			414,964	
その他			97,879			139,989	
流動資産計			17,523,865	87.2		16,261,214	90.7
固定資産							
投資その他の資産			2,582,346			1,667,855	
投資有価証券		1,639,519			1,001,180		
敷金保証金		79,401			70,387		
繰延税金資産		843,805			562,869		
その他		19,619			33,419		
固定資産計			2,582,346	12.8		1,667,855	9.3
資産合計			20,106,212	100.0		17,929,069	100.0

有価証券報告書（内国投資信託）

		第19期 （平成21年 3 月31日）			第20期 （平成22年 3 月31日）		
負債の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動負債							
預り金			227,241			158,136	
未払金			1,473,824			2,568,492	
未払収益分配金		1,999			1,430		
未払償還金		22,246			20,556		
未払手数料		521,491			965,710		
その他未払金		928,087			1,580,796		
未払費用			1,213,341			1,574,533	
未払法人税等			14,482			-	
賞与引当金			1,115,766			494,529	
役員賞与引当金			66,080			-	
その他			-			52,624	
流動負債計			4,110,736	20.5		4,848,316	27.0
固定負債							
長期未払金			3,471			-	
賞与引当金			1,200,522			884,554	
役員賞与引当金			177,812			85,246	
退職給付引当金			294,701			447,183	
固定負債計			1,676,507	8.2		1,416,985	7.9
負債合計			5,787,244	28.7		6,265,301	34.9

有価証券報告書（内国投資信託）

		第19期 （平成21年 3 月31日）			第20期 （平成22年 3 月31日）		
純資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
株主資本							
資本金			2,218,000	11.0		2,218,000	12.4
資本剰余金			1,000,000	5.0		1,000,000	5.6
資本準備金		1,000,000			1,000,000		
利益剰余金			11,338,597	56.4		8,424,686	47.0
利益準備金		33,676			33,676		
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		11,304,921			8,391,009		
株主資本計			14,556,597	72.4		11,642,686	65.0
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			237,629	1.1		21,081	0.1
評価・換算差額等計			237,629	1.1		21,081	0.1
純資産合計			14,318,967	71.3		11,663,768	65.1
負債・純資産合計			20,106,212	100.0		17,929,069	100.0

（２）【損益計算書】

		第19期 （自平成20年４月１日 至平成21年３月31日）			第20期 （自平成21年４月１日 至平成22年３月31日）		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業収益							
委託者報酬			15,781,383			14,034,721	
運用受託報酬			9,028,193			7,439,849	
その他営業収益			240,511			580,102	
営業収益計			25,050,087	100.0		22,054,673	100.0
営業費用							
支払手数料			5,986,412			5,582,113	
広告宣伝費			166,611			132,236	
調査費			5,395,927			4,769,376	
委託調査費		5,079,552			4,410,491		
調査費		290,580			344,634		
図書費		25,793			14,250		
委託計算費			373,679			335,638	
営業雑経費			388,946			334,860	
通信費		44,786			38,521		
印刷費		308,992			264,352		
協会費		29,547			27,634		
諸会費		5,620			4,352		
営業費用計			12,311,577	49.1		11,154,226	50.6

		第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
一般管理費							
給料			5,399,518			6,015,273	
役員報酬		159,032			124,543		
給料・手当		3,021,451			3,268,995		
賞与		1,002,858			1,218,577		
賞与引当金繰入額		957,374			1,151,159		
役員賞与		116,524			102,253		
役員賞与引当金繰入額		70,031			29,075		
その他の報酬		72,247			120,668		
福利厚生費			360,063			403,474	
交際費			48,650			40,926	
寄付金			15,685			23,157	
旅費交通費			173,409			136,000	
租税公課			68,074			67,296	
不動産賃借料			812,982			961,375	
退職給付費用			199,742			257,598	
退職金			210,774			50,768	
消耗器具備品費			117,591			113,857	
事務委託費			165,407			294,061	
関係会社付替費用			2,909,618			2,037,675	
諸経費			150,136			137,426	
一般管理費計			10,631,656	42.5		10,538,892	47.8
営業利益			2,106,853	8.4		361,555	1.6

		第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業外収益							
受取配当金		4,089			1,480		
投資有価証券売却益		12,155			148,708		
為替差益		-			176,041		
その他営業外収益		14,993			11,644		
営業外収益計			31,238	0.1		337,874	1.5
営業外費用							
為替差損		232,044			-		
投資有価証券売却損		50,453			193,920		
デリバティブ損失		-			32,039		
デリバティブ評価損		-			52,624		
その他営業外費用		37,008			22,453		
営業外費用計			319,506	1.3		301,037	1.4
経常利益			1,818,585	7.2		398,392	1.7
特別利益							
前期損益修正益		15,546			-		
特別利益計			15,546	0.1		-	-
特別損失							
投資有価証券評価損		1,260,823			-		
ゴルフ会員権評価損		16,296			-		
特別損失計			1,277,119	5.1		-	-
税引前当期純利益			557,013	2.2		398,392	1.7
法人税、住民税及び事業税			667,696	2.7		57,906	0.2
法人税等調整額			306,338	1.2		254,397	1.1
当期純利益			195,655	0.7		86,088	0.4

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,218,000	2,218,000
当期末残高	2,218,000	2,218,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期末残高	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	33,676	33,676
当期末残高	33,676	33,676
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	11,109,265	11,304,921
当期変動額		
剰余金の配当	-	3,000,000
当期純利益	195,655	86,088
当期変動額合計	195,655	2,913,911
当期末残高	11,304,921	8,391,009
株主資本合計		
前期末残高	14,360,942	14,556,597
当期変動額		
剰余金の配当	-	3,000,000
当期純利益	195,655	86,088
当期変動額合計	195,655	2,913,911
当期末残高	14,556,597	11,642,686
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	436,018	237,629
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	198,390	258,711
当期変動額合計	198,390	258,711
当期末残高	237,629	21,081
評価・換算差額等合計		
前期末残高	436,018	237,629
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	198,390	258,711
当期変動額合計	198,390	258,711
当期末残高	237,629	21,081
純資産合計		
前期末残高	13,924,923	14,318,967
当期変動額		
剰余金の配当	-	3,000,000
当期純利益	195,655	86,088
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	198,390	258,711
当期変動額合計	394,045	2,655,199
当期末残高	14,318,967	11,663,768

重要な会計方針

項目	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価 法（評価差額は全部純資産直入法に より処理し、売却原価は移動平均法 により算定）を採用しております。 -	その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用し ております。
2. デリバティブ等の評 価基準及び評価方法	-	デリバティブ 時価法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び 親会社の運営する株式報酬制度に 係る将来の費用負担に備えるため、 当事業年度に帰属する額を計上し ております。 (2)役員賞与引当金 役員に対する親会社の運営する株 式報酬制度に係る将来の費用負担 に備えるため、当事業年度に帰属す る額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備える ため、当事業年度末における退職給 付債務に基づき退職給付引当金を 計上しております。 過去勤務債務については、その発 生時における従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数（８年） による定額法により、発生した事業 年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時 における従業員の平均残存勤務期 間以内の一定の年数（８年）によ る定額法により按分額を、それぞれ 発生した翌事業年度から費用処理 することとしております。	(1)賞与引当金 同左 (2)役員賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 同左
4. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

表示方法の変更

第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
(損益計算書)	(損益計算書)
1. 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「運用受託報酬」として計上しております。	-
2. 前事業年度において「有価証券売却益」として表示しておりましたものは、当事業年度から「投資有価証券売却益」として計上しております。	-
3. 前事業年度まで区分掲記しておりました「分配金・償還金時効」(当事業年度492千円)は、営業外収益の100分の10以下のため、営業外収益の「その他営業外収益」に含めて表示しております。	-
4. 前事業年度まで区分掲記しておりました「業法上の負担額」(当事業年度21,581千円)は、営業外費用の100分の10以下のため、営業外費用の「その他営業外費用」に含めて表示しております。	-

注記事項

(貸借対照表関係)

第19期 (平成21年3月31日)	第20期 (平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(損益計算書関係)

第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

（株主資本等変動計算書関係）

第19期（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

第20期（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

２．配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	１株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成21年７月30日 臨時株主総会	普通株式	3,000,000	53,319	平成21年７月31日	平成21年８月５日

（リース取引関係）

第19期 （自平成20年４月１日 至平成21年３月31日）	第20期 （自平成21年４月１日 至平成22年３月31日）
該当事項はありません。	同左

（金融商品関係）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

（1）金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

一時的な余資は主に流動性の高い公社債投資信託で運用しております。

自社が設定する投資信託について、その設定時に運用上十分な信託財産があることが見込めない場合に、「シードキャピタル」として当該投資信託を自己資金により取得することがあります。なお、シードキャピタルとして取得した当該投資信託の価格変動リスクを軽減する目的で先物取引を行うことがありますが、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定・運用する投資信託から受領する未収委託者報酬、及び未収収益のうち国内年金基金等から受領する債権については信託銀行によって分別管理されているため一般債権とは異なり、信用リスクはほとんどないと認識しております。海外関係会社に対する未収収益は未払費用と部分的に相殺され、信用リスクが軽減されております。また、外貨建て債権の未収収益については為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建て債務と部分的に相殺され、為替変動リスクが軽減されております。

営業債務である未払金は基本的に3ヶ月以内の支払い期日であり、未払手数料、及び未払費用についてはそのほとんどが6ヶ月以内の支払い期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、上述の通り外貨建て債権と部分的に相殺され、リスクが軽減されております。

有価証券は、預金と同様の性質を有する流動性の高い公社債投資信託であり、市場リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、上述のシードキャピタルであり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、株価指数先物取引を行うことにより価格変動リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引は、シードキャピタルの市場価格変動リスクの軽減を目的とした株価指数先物取引であります。

金融商品に係るリスク管理体制

（ ）信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権のうち、海外関係会社に対する未収収益は担当部署が各関係会社ごとに期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

（ ）市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務のうち、大半を占める米国ドル建ての債権債務に対しての為替変動リスクについては担当部署が月次でモニタリングしており、債権もしくは債務の超過に対して米国ドル建て預金と円建て預金との間で資金移動をして為替変動リスクの軽減に努めております。

投資有価証券については、市場価格変動リスクの軽減を目的とした株価指数先物取引を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた管理規程に従い、担当部署が決済担当者の承認を得て行っております。取引実績は、四半期ごとに取締役会に報告しております。

（ ）資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適宜資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、質的重要性の高いデリバティブ取引を除き、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	4,432,272	4,432,272	-
(2)有価証券	6,701,185	6,701,185	-
(3)未収委託者報酬	2,340,184	2,340,184	-
(4)未収収益	1,855,404	1,855,404	-
(5)投資有価証券	1,001,180	1,001,180	-
資産計	16,330,227	16,330,227	-
(1)未払手数料	965,710	965,710	-
(2)未払金	1,580,796	1,580,796	-
(3)未払費用	1,574,533	1,574,533	-
(4)デリバティブ取引	52,624	52,624	-
負債計	4,173,663	4,173,663	-

（注１）金融商品の時価算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)有価証券、(3)未収委託者報酬、及び(4)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

負債

(1)未払手数料、(2)未払金、及び(3)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)デリバティブ取引

取引を行う取引所における最終の価格によっております。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,432,272	-	-	-
未収委託者報酬	2,340,184	-	-	-
未収収益	1,855,404	-	-	-
合計	8,627,861	-	-	-

（有価証券関係）

第19期（平成21年３月31日）

１．その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
その他 投資信託	2,040,176	1,639,519	400,656

２．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年４月１日 至平成21年３月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
873,700	12,155	50,453

（注）当事業年度において、その他有価証券で時価のあるものについて1,260,823千円減損処理を行っております。

第20期（平成22年３月31日）

１．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他			
	投資信託	589,030	465,635	123,395
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他			
	投資信託	412,150	500,000	87,850
合計		1,001,180	965,635	35,545

（注）有価証券（貸借対照表計上額 6,701,185千円）については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

２．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年４月１日 至平成22年３月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他 投資信託	1,029,329	148,708	193,920

（デリバティブ取引関係）

第19期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第20期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

（単位：千円）

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 売建	807,576	-	860,200	52,624

（注）時価の算定方法

取引を行う取引所における最終の価格によっております。

（退職給付関係）

第19期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）	第20期 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）																												
1．採用している退職給付制度の概要 当社は平成19年10月に、確定拠出型年金制度及び、キャッシュバランス型年金制度を導入致しました。 2．退職給付債務に関する事項	1．採用している退職給付制度の概要 同左 2．退職給付債務に関する事項																												
（千円） <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>299,861</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>-</td></tr> <tr> <td>会計基準変更時差異</td><td>-</td></tr> <tr> <td>未認識過去勤務債務</td><td>32,435</td></tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td><td>37,595</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>294,701</td></tr> <tr> <td>（ + + + + ）</td><td></td></tr> </table>	退職給付債務	299,861	年金資産	-	会計基準変更時差異	-	未認識過去勤務債務	32,435	未認識数理計算上の差異	37,595	退職給付引当金	294,701	（ + + + + ）		（千円） <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>454,283</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>-</td></tr> <tr> <td>会計基準変更時差異</td><td>-</td></tr> <tr> <td>未認識過去勤務債務</td><td>27,445</td></tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td><td>34,545</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>447,183</td></tr> <tr> <td>（ + + + + ）</td><td></td></tr> </table>	退職給付債務	454,283	年金資産	-	会計基準変更時差異	-	未認識過去勤務債務	27,445	未認識数理計算上の差異	34,545	退職給付引当金	447,183	（ + + + + ）	
退職給付債務	299,861																												
年金資産	-																												
会計基準変更時差異	-																												
未認識過去勤務債務	32,435																												
未認識数理計算上の差異	37,595																												
退職給付引当金	294,701																												
（ + + + + ）																													
退職給付債務	454,283																												
年金資産	-																												
会計基準変更時差異	-																												
未認識過去勤務債務	27,445																												
未認識数理計算上の差異	34,545																												
退職給付引当金	447,183																												
（ + + + + ）																													

第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																																
3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td></td><td>(千円)</td></tr> <tr> <td>勤務費用(注1)</td><td>150,141</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td>1,691</td></tr> <tr> <td>過去勤務債務の費用処理額</td><td>4,682</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td>850</td></tr> <tr> <td>確定拠出年金支払額</td><td>57,142</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3,700</td></tr> <tr> <td>退職給付費用 (+ + + + +)</td><td>199,742</td></tr> </table> (注1) 出向者分の費用は、上記金額に含まれておりません。		(千円)	勤務費用(注1)	150,141	利息費用	1,691	過去勤務債務の費用処理額	4,682	数理計算上の差異の費用処理額	850	確定拠出年金支払額	57,142	その他	3,700	退職給付費用 (+ + + + +)	199,742	3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td></td><td>(千円)</td></tr> <tr> <td>勤務費用</td><td>175,146</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td>5,248</td></tr> <tr> <td>過去勤務債務の費用処理額</td><td>4,990</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td>4,591</td></tr> <tr> <td>確定拠出年金支払額</td><td>62,916</td></tr> <tr> <td>その他(注1)</td><td>14,687</td></tr> <tr> <td>退職給付費用 (+ + + + +)</td><td>257,598</td></tr> </table> (注2) (注1) その他の金額は、主に当社への出向者分の退職給付費用であります。 (注2) 当社からの出向者分の退職給付費用は、上記金額に含まれておりません。		(千円)	勤務費用	175,146	利息費用	5,248	過去勤務債務の費用処理額	4,990	数理計算上の差異の費用処理額	4,591	確定拠出年金支払額	62,916	その他(注1)	14,687	退職給付費用 (+ + + + +)	257,598
	(千円)																																
勤務費用(注1)	150,141																																
利息費用	1,691																																
過去勤務債務の費用処理額	4,682																																
数理計算上の差異の費用処理額	850																																
確定拠出年金支払額	57,142																																
その他	3,700																																
退職給付費用 (+ + + + +)	199,742																																
	(千円)																																
勤務費用	175,146																																
利息費用	5,248																																
過去勤務債務の費用処理額	4,990																																
数理計算上の差異の費用処理額	4,591																																
確定拠出年金支払額	62,916																																
その他(注1)	14,687																																
退職給付費用 (+ + + + +)	257,598																																
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額方式</td></tr> <tr> <td>割引率</td><td>1.75%</td></tr> <tr> <td>過去勤務債務の額の処理年数</td><td>8年</td></tr> </table> (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。) <table> <tr> <td>数理計算上の差異の処理年数</td><td>8年</td></tr> </table> (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。)	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式	割引率	1.75%	過去勤務債務の額の処理年数	8年	数理計算上の差異の処理年数	8年	4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額方式</td></tr> <tr> <td>割引率</td><td>1.75%</td></tr> <tr> <td>過去勤務債務の額の処理年数</td><td>8年</td></tr> </table> (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。) <table> <tr> <td>数理計算上の差異の処理年数</td><td>8年</td></tr> </table> (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。)	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式	割引率	1.75%	過去勤務債務の額の処理年数	8年	数理計算上の差異の処理年数	8年																
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式																																
割引率	1.75%																																
過去勤務債務の額の処理年数	8年																																
数理計算上の差異の処理年数	8年																																
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式																																
割引率	1.75%																																
過去勤務債務の額の処理年数	8年																																
数理計算上の差異の処理年数	8年																																

（ストック・オプション等関係）

第19期 （自平成20年 4 月 1 日 至平成21年 3 月31日）	第20期 （自平成21年 4 月 1 日 至平成22年 3 月31日）
該当事項はありません。	同左

（税効果会計関係）

第19期 （平成21年 3 月31日）	第20期 （平成22年 3 月31日）																																																																																						
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （流動） <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>（千円）</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>104,851</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>454,005</td></tr> <tr> <td>役員賞与引当金</td><td>26,888</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>6,127</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>591,871</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>6,127</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>585,744</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>未収事業税</td><td>19,828</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>565,915</td></tr> </table> （固定） <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>（千円）</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>488,492</td></tr> <tr> <td>役員賞与引当金</td><td>72,351</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>119,913</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>6,651</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>163,027</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>850,436</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>6,631</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>843,805</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>843,805</td></tr> </table>	繰延税金資産	（千円）	未払費用	104,851	賞与引当金	454,005	役員賞与引当金	26,888	その他	6,127	繰延税金資産小計	591,871	評価性引当額	6,127	繰延税金資産合計	585,744	繰延税金負債		未収事業税	19,828	繰延税金資産の純額	565,915	繰延税金資産	（千円）	賞与引当金	488,492	役員賞与引当金	72,351	退職給付引当金	119,913	その他	6,651	その他有価証券評価差額金	163,027	繰延税金資産小計	850,436	評価性引当額	6,631	繰延税金資産合計	843,805	繰延税金資産の純額	843,805	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （流動） <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>（千円）</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>24,704</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>201,224</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>201,624</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>12,154</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>439,707</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>7,278</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>432,428</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>未収事業税</td><td>17,463</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>414,964</td></tr> </table> （固定） <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>（千円）</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>359,925</td></tr> <tr> <td>役員賞与引当金</td><td>34,686</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>181,958</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>7,391</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>583,963</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>6,630</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>577,332</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>14,463</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>562,869</td></tr> </table>	繰延税金資産	（千円）	未払費用	24,704	賞与引当金	201,224	繰越欠損金	201,624	その他	12,154	繰延税金資産小計	439,707	評価性引当額	7,278	繰延税金資産合計	432,428	繰延税金負債		未収事業税	17,463	繰延税金資産の純額	414,964	繰延税金資産	（千円）	賞与引当金	359,925	役員賞与引当金	34,686	退職給付引当金	181,958	その他	7,391	繰延税金資産小計	583,963	評価性引当額	6,630	繰延税金資産合計	577,332	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	14,463	繰延税金資産の純額	562,869
繰延税金資産	（千円）																																																																																						
未払費用	104,851																																																																																						
賞与引当金	454,005																																																																																						
役員賞与引当金	26,888																																																																																						
その他	6,127																																																																																						
繰延税金資産小計	591,871																																																																																						
評価性引当額	6,127																																																																																						
繰延税金資産合計	585,744																																																																																						
繰延税金負債																																																																																							
未収事業税	19,828																																																																																						
繰延税金資産の純額	565,915																																																																																						
繰延税金資産	（千円）																																																																																						
賞与引当金	488,492																																																																																						
役員賞与引当金	72,351																																																																																						
退職給付引当金	119,913																																																																																						
その他	6,651																																																																																						
その他有価証券評価差額金	163,027																																																																																						
繰延税金資産小計	850,436																																																																																						
評価性引当額	6,631																																																																																						
繰延税金資産合計	843,805																																																																																						
繰延税金資産の純額	843,805																																																																																						
繰延税金資産	（千円）																																																																																						
未払費用	24,704																																																																																						
賞与引当金	201,224																																																																																						
繰越欠損金	201,624																																																																																						
その他	12,154																																																																																						
繰延税金資産小計	439,707																																																																																						
評価性引当額	7,278																																																																																						
繰延税金資産合計	432,428																																																																																						
繰延税金負債																																																																																							
未収事業税	17,463																																																																																						
繰延税金資産の純額	414,964																																																																																						
繰延税金資産	（千円）																																																																																						
賞与引当金	359,925																																																																																						
役員賞与引当金	34,686																																																																																						
退職給付引当金	181,958																																																																																						
その他	7,391																																																																																						
繰延税金資産小計	583,963																																																																																						
評価性引当額	6,630																																																																																						
繰延税金資産合計	577,332																																																																																						
繰延税金負債																																																																																							
その他有価証券評価差額金	14,463																																																																																						
繰延税金資産の純額	562,869																																																																																						
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳																																																																																						

法定実効税率	40.7%	法定実効税率	40.7%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入され ない項目	18.7%	交際費等永久に損金に算入され ない項目	38.7%
評価性引当額	2.3%	その他	1.0%
その他	3.2%	税効果会計適用後の法人税等の負 担率	78.4%
税効果会計適用後の法人税等の負 担率	64.9%		

（企業結合等関係）

第19期 （自平成20年 4 月 1 日 至平成21年 3 月31日）	第20期 （自平成21年 4 月 1 日 至平成22年 3 月31日）
共通支配下の取引等 1．結合当事企業又は対象となった事業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要 (1)対象となった事業の名称及びその事業の内容 JPモルガン信託銀行株式会社（現ニューヨークメロン信託銀行株式会社）の一部業務（資産運用業務ならびに投資信託受益権等の募集の取扱い及び私募の取扱いに係る業務等） (2)企業結合の法的形式 JPモルガン信託銀行株式会社（現ニューヨークメロン信託銀行株式会社）を事業譲渡会社、当社を事業譲受会社とする事業譲渡 (3)結合後企業の名称 名称の変更はありません。 (4)取引の目的を含む取引の概要 米国の銀行持株会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーのJPモルガン・アセット・マネジメント・グループに属するJPモルガン信託銀行株式会社（現ニューヨークメロン信託銀行株式会社）の資産運用業務と当社の資産運用業務を統合することで、顧客サービスのより一層の向上と経営資源の有効活用が図れるものと考え、業務を譲り受けました。 事業譲受日 平成20年 5 月31日 資産運用業務 平成20年 7 月31日 投資信託受益権等の募集の取扱い及び私募の取扱いに係る業務 譲り受けた資産負債の額 資産の額 857,471千円 （未収収益および未収入金） 負債の額 45,339千円 （未払費用および未払金） 2．実施した会計処理の概要 本事業譲受は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成20年 5 月13日 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、「共通支配下の取引」として会計処理を行っております。	-

（関連当事者情報）

第19期（自平成20年４月１日 至平成21年３月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

１．関連当事者との取引

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	1,959,309	未払費用	298,734
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	19/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任役員の兼任	投資の助言・一任の受任	1,794,147	未収収益	293,631
同一の親会社を持つ会社（注２）	JPモルガン信託銀行株式会社（現ニューヨークメロン信託銀行株式会社）（注１）	東京都丸の内二丁目７番３号東京ビルディング（注２）	40億円（注２）	金融業（注２）	なし（注２）	資産運用業務、投資信託受益権等の募集及び私募の取扱い業務（注３）	事業の譲受	857,471	未収収益・未収入金	-
								45,339	未払費用・未払金	-

（注１）平成21年３月１日をもって親会社の変更に伴い、関連当事者の範囲から除外されております。

（注２）関連当事者であった最終日である平成21年２月28日時点の状況を記載しております。

（注３）事業譲受日、平成20年５月31日、および平成20年７月31日時点の状況を記載しております。事業譲受後、上記業務は行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1)調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。
- (2)投資の助言・一任の受任に関しては、一般的な手数料率を勘案し、協議の上、受任契約を結んで行っております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク（非上場）

第20期（自平成21年４月１日 至平成22年３月31日）

１．関連当事者との取引

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	2,199,785	未払費用	943,282
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	21/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任役員の兼任	投資の助言・一任の受任	940,650	未収収益	205,555

（注１）取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注２）取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。
- (2) 投資の助言・一任の受任に関しては、一般的な手数料率を勘案し、協議の上、受任契約を結んで行っております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク（非上場）

（１株当たり情報）

第19期 （自平成20年４月１日 至平成21年３月31日）		第20期 （自平成21年４月１日 至平成22年３月31日）	
１株当たり純資産額	254,491円56銭	１株当たり純資産額	207,300円59銭
１株当たり当期純利益	3,477円38銭	１株当たり当期純利益	1,530円06銭
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
１株当たりの当期純利益の算定上の基礎		１株当たりの当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	195,655千円	損益計算書上の当期純利益	86,088千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	195,655千円	普通株式に係る当期純利益	86,088千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株	普通株式の期中平均株式数	56,265株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと、
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと、
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、また与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称 中央三井アセット信託銀行株式会社

資本金の額 11,000百万円（平成22年3月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名 称 ：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

事業の内容 ：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成22年3月末現在)	事業の内容

1	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	3,000百万円 (平成22年5月1日現在)	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。
2	マネックス証券株式会社	7,425百万円	同 上
3	S M B C フレンド証券株式会社	27,270百万円	同 上
4	株式会社 S B I 証券	47,937百万円	同 上
5	楽天証券株式会社	7,477百万円	同 上
6	シティバンク銀行株式会社	123,100百万円	銀行法に基づき銀行業を 営んでいます。
7	株式会社広島銀行	54,573百万円	同 上

(3) マザーファンドの運用委託先の会社

	名 称	資本金の額 (平成22年3月末現在)	事業の内容
1	J P モルガン・アセット・マネジメント (シンガポール) リミテッド	567,521米ドル	投資運用業務および 投資顧問業を行って います。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

(3) マザーファンドの運用委託先の会社

委託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

3 【資本関係】

受託会社、販売会社およびマザーファンドの運用委託先の会社との間に資本関係はありません。

第３【参考情報】

下記の書類を関東財務局長に提出しております。

平成22年６月９日 有価証券届出書

平成22年６月９日 有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

平成22年４月28日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＪＦアセアン成長株オープンの平成21年９月11日から平成22年３月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＦアセアン成長株オープンの平成22年３月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月24日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員	公認会計士	大木 一昭
業務執行社員		

指 定 社 員	公認会計士	鶴田 光夫
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年11月2日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＪＦアセアン成長株オープンの平成22年3月11日から平成22年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＦアセアン成長株オープンの平成22年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月23日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員	公認会計士	大木 一昭
業務執行社員		

指 定 社 員	公認会計士	鶴田 光夫
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。